

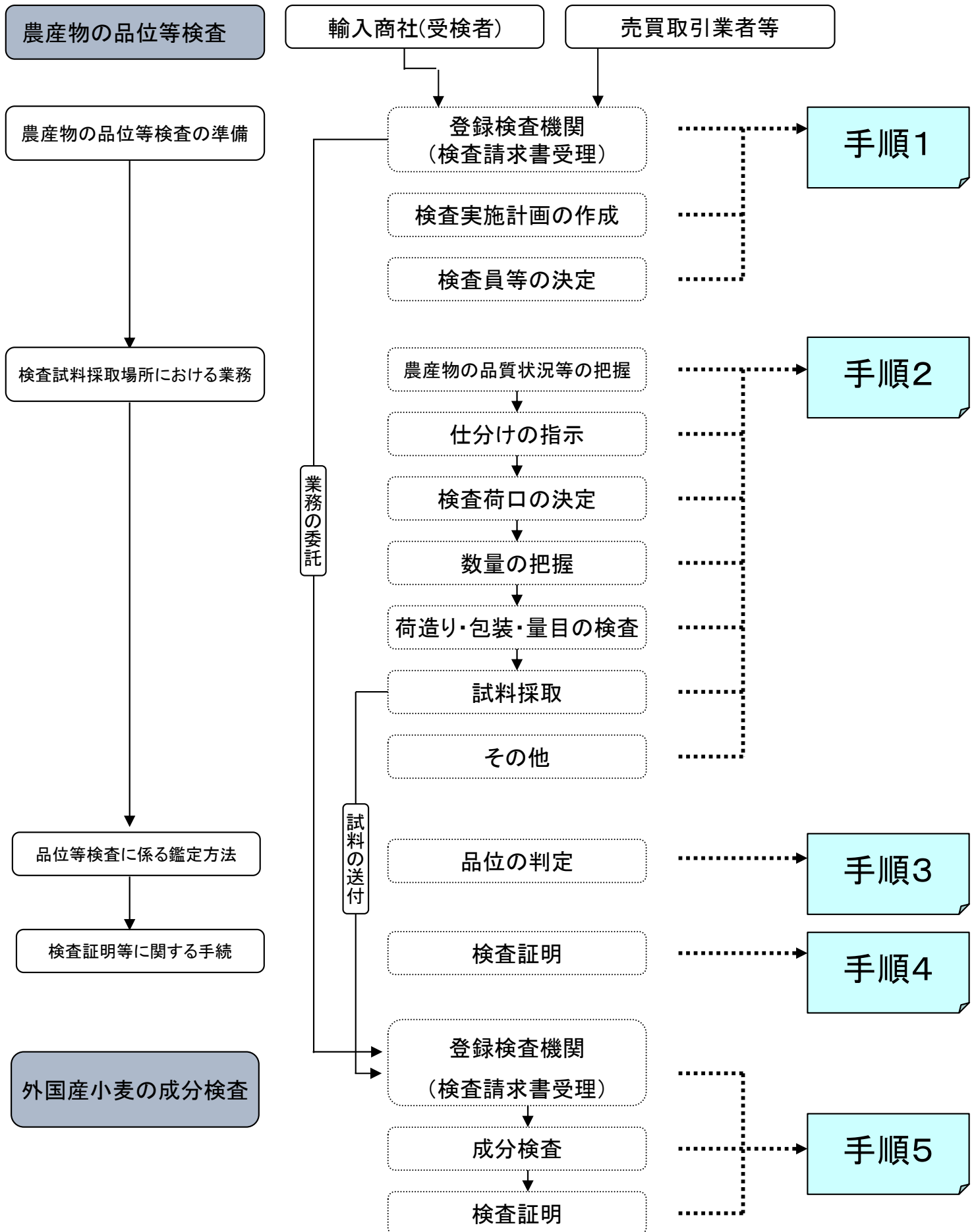
別紙 6

基本要領Ⅰの第4 農産物検査の実施

外国産農産物の検査実施 マニュアル

外国産農産物の検査実施手続	・ ・ ・ 6－1
Ⅰ 農産物の品位等検査	・ ・ ・ 6－2
手順1 農産物の品位等検査の準備	・ ・ ・ 6－2
(別紙1・2) 品位等検査の検査請求書記載例	・ ・ ・ 6－4
手順2 検査試料採取場所における業務	・ ・ ・ 6－7
手順3 品位等検査に係る鑑定方法	・ ・ ・ 6－15
○ 外国産農産物の被害粒等の取扱い	・ ・ ・ 6－20
別紙1 被害粒の判定方法	・ ・ ・ 6－21
別紙2 精米とう精度等の判定方法	・ ・ ・ 6－42
○ 分析手順	・ ・ ・ 6－43
手順4 検査証明等に関する手続	・ ・ ・ 6－50
(参考例1～例6)	・ ・ ・ 6－53
Ⅱ 外国産小麦の成分検査	・ ・ ・ 6－60
手順5 外国産小麦の成分検査	・ ・ ・ 6－60
(別紙) 成分検査の検査請求記載例	・ ・ ・ 6－63
Ⅲ 期間経過米検査の実施について	・ ・ ・ 6－67

外国産農産物の検査実施手続



外国産農産物の検査実施マニュアル

I 農産物の品位等検査

手順 1 農産物の品位等検査の準備

第 1 検査請求等

輸入米麦買入委託契約、輸入米穀の特別売買契約、食糧用輸入麦の特別売買契約及び飼料用輸入麦の特別売買契約（以下「政府契約」という。）に係る外国産農産物の品位等検査を受けようとする輸入商社（以下「受検者」という。）は、契約ごとに登録検査機関を選定し、当該農産物の積来船舶（本船直取り他港揚げ船（回送船）を含む。以下同じ。）の入港前に、当該農産物検査に係る検査請求書に品質を証明するに足る書類、船積書類の写し（以下「添付書類」という。）を添えて検査請求を行う。

ただし、食糧用輸入麦の特別売買契約区分Ⅰ（船舶にばら積みする方法により輸入（以下「本船輸入」という。）される麦）及び飼料用輸入麦の特別売買契約等で、同一の種類・銘柄の麦の複数の契約に相当する輸入を同一の船舶に混載して行う場合は、当該船舶の農産物検査を同一の登録検査機関が行うこととなるよう、受検者の代表者が一括して検査請求を行う。

この他食糧用輸入麦の特別売買契約区分Ⅱ（国際海上コンテナに積載する方法により輸入（以下「コンテナ輸入」という。）される麦）の輸入については、積地において品質が同一であることが証明されれば、複数の船舶を使用した契約の分割履行が可能であることから、同一港において、複数の船舶を使用した分割履行で輸入麦を 1 つの検査ロットとして、検査請求する場合の受検者は、検査請求書に各船舶名、入港年月日を記載し、登録検査機関に対し当該同一契約の検査を請求する複数船舶の最終便の船舶入港前に検査請求を行う。

なお、食糧用輸入麦の特別売買契約区分Ⅲ（本船輸入又はコンテナ輸入される麦）及び政府契約によらず民間貿易により輸入した農産物を輸入業者が受検する場合もこの取扱いに準ずる。（以下同じ。）

第 2 検査実施計画の作成

登録検査機関は、検査請求書を受理したときは、受検者が作成した当該農産物に係る荷さばき計画書等を参考として、検査実施計画を定める。

第 3 検査員等の決定

登録検査機関は、第 2 の検査実施計画の作成に当たり、当該農産物検査の適正かつ効率的な実施に配慮しつつ、担当する農産物検査員（以下「検査員」という。）を決定する。

検査員を業務に応じて複数配置する場合は、検査員の中から責任者を選定し、検査現場業務の円滑な遂行を図る。

なお、試料採取、量目の検査等の荷役の形態により人手を要する業務は、検査員

の監督の下に、農産物検査の現場業務の補助を行う者（以下「補助者」という。）を配置できる。

補助者の行う業務は、以下のとおりとする。

- 1 試料採取の補助
- 2 量目検査の補助
- 3 その他検査員の指示に基づく補助的業務

（補足事項）

検査請求書に添付される品質を証明するに足りる書類等は、以下のものが主なものである。

（１）契約書の写し

- ア 輸入米穀買入委託契約書
- イ 輸入麦買入委託契約書
- ウ 輸入米穀の特別売買契約書
- エ 食糧用輸入麦の特別売買契約書
- オ 飼料用輸入麦の特別売買契約書

（２）船荷証券（B／L）の写し

船会社が託送荷物に対して発行する貨物代表証券で、船会社と荷主間の運送条件を決めた運送契約書で受取証の役割を持つもの。

（３）仕入書（インボイス）の写し

貨物に関する品名、数量、価格等を記載したもので、一般的に貨物の仕出国において作成され、かつ貨物の荷送人が署名したもの。

（４）積地検査証明書の写し

輸出国の検査証明書

（５）輸入港及び回送港を確認できる書類

検査請求書に記載されている場合は提出不要

（６）その他品位等検査を実施するに当たり必要な書類

(別紙1)

品位等検査の検査請求書記載例(1)

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	産地国	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
食糧小麦	カナダ	ウェスタン・アンバー・デュラム	ばら	—	10,300MT	〇〇,〇〇〇円	別紙明細
検査手数料の合計額						¥〇〇,〇〇〇円	

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船名 SUNNY OCEAN 港名 横浜港 令和〇年〇月〇日

3 希望受検場所 横浜港

4 希望受検期日 令和〇年〇月〇日

上記により、農産物検査法

第4条の品位等検査(輸入米穀の品位等検査)
○第7条の品位等検査(輸入麦の品位等検査)
第9条の品位等検査(米麦以外の輸入農産物の品位等検査)
第34条第1項の品位等検査(政府が輸入する麦の品位等検査)

を受けたいので、請求します。

令和〇年〇月〇日

検査請求者(代表)

住所 東京都千代田区7-7-7

(登録検査機関)

名称
代表者氏名 殿

氏名又は名称 △□商事株式会社

代表取締役社長 ○□ ○夫

注：この記載例は雛型であって各登録検査機関の業務規程に定めている様式とは異なる場合がある。

(別紙明細)

[illegible]

(別紙2)

品位等検査の検査請求書記載例（2）

検 査 請 求 書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種 類	産地国	銘 柄	包装の 種類	量目	数 量	検査手数料額	備 考
食糧小麦	オーストラ リア	オーストラリア産プライム・ ハート [®]	ばら	－	2,000MT	〇〇,〇〇〇円	売 契 麦 (20) 第CW 〇号
検査手数料の合計額						¥〇〇,〇〇〇円	

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船 名	OCEAN BLUE	港 名	横浜港	令和〇年〇月〇日
	OCEAN GREEN	港 名	横浜港	令和〇年〇月〇日
	OCEAN RED	港 名	横浜港	令和〇年〇月〇日

3 希望受検場所 横浜港

4 希望受検期日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

上記により、農産物検査法

{	第4条の品位等検査(輸入米穀の品位等検査)
	第7条の品位等検査(輸入麦の品位等検査)
	第9条の品位等検査(米麦以外の輸入農産物の品位等検査)
	○第34条第1項の品位等検査(政府が輸入する麦の品位等検査)

を受けたいので、請求します。

令和〇年〇月〇日

検査請求者(代表)

住 所 東京都千代田区7-7-7

氏名又は名称 △□商事株式会社

代表取締役社長 ○□ ○夫

代理人 穀物部長 ○○ ○雄

(登録検査機関) { 名 称 }
代表者氏名 } 殿

注：この記載例は雛型であって各登録検査機関の業務規程に定めている様式とは異なる場合がある。

手順2 検査試料採取場所における業務

関係法令を遵守するとともに以下の手順により実施する。

第1 農産物の品位状況等の把握

1 検査員は、適正かつ円滑な検査を行うため、船舶の農産物の積載状況、船舶のハッチ別及び検査場所別の農産物の品位状況、農産物の異常の有無並びにその他検査に関して必要な事項を実地で把握する。

2 本船上における簡易な品位状況等の把握の目的は、農産物が均質・等質であるか否かの判断の参考とするためのものであるため、測定器具も簡素なものを使用して行うことができる。

なお、農産物の品位状況等は、次の方法により把握する。

- (1) 検査請求書及び添付書類並びに荷さばき計画書の記載内容との照合を行う。
- (2) 必要に応じて、受検者等及び船舶関係者から聞き取りを行う。
- (3) 輸入港での初日の荷役の開始前、又は必要に応じて、船舶上又は沿岸において穀温の測定を行う。
- (4) 検査荷口の編成に先立ち、船舶上又は沿岸において穀刺等により農産物の試料を採取し、品位状況を確認する。

また、包装された農産物については、適宜電気水分計により測定を行い積地における検査証明書類等の水分測定結果より水分が上昇していないか否かを確認する。

なお、船舶上でばら貨物から試料を採取する場合は、第6の3のはしけにおける試料の採取に準じて、大型二重管穀刺等により試料を採取する。

- (5) (4)により農産物の品位に問題があると認めたときは、必要に応じて、簡易な品位測定（以下「小試験」という。）を行う。
- (6) (5)の小試験は、農産物の種類に応じて、容積重、水分、きょう雑物、異物及び被害粒等の問題があると認めた品位項目について測定する。

なお、ばら貨物で揚陸後直ちにサイロビンに入れる場合は、容積重、水分及びきょう雑物の3項目の小試験を必ず実施する。

3 品位状況等の連絡

(1) 受検者等への連絡

検査員は、荷役期間中の品位状況等について、異常のある農産物を確認した場合は速やかに、その他の場合は必要に応じて受検者等に連絡する。

(2) 他の輸入港への連絡

検査対象となる農産物が同一の船舶により複数の港で陸揚げされ（複数港揚げ）、それぞれの港において農産物検査を行う場合、先の輸入港で農産物検査を実施した検査員は、次の輸入港を管轄する従たる事務所に、当該農産物の品位状況等を速やかに連絡する。

第2 仕分けの指示

1 検査員は、農産物の品位状況の把握により、異常のある農産物を確認した場合は、速やかに第1の3の連絡を行うとともに、その仕分けについて受検者等に対して必要な指示をし、仕分けを行わせる。

なお、検査員は、受検者等が仕分けた農産物のうち、包装された農産物について異常の疑いのある個体については、すべて1個当たり2箇所以上の穀刺の差し入れ及び必要に応じ受検者等に解袋等の措置を指示し、その異常の有無の確認を行う。

2 このマニュアルにおける異常のある農産物とは、次の条件のいずれか一つに該当する農産物をいう。

- (1) 異臭（かび臭、醗酵臭、酸敗臭、油臭あるいは黒穂病臭等）のあるもの
- (2) 異常な穀温が測定され、醗酵等の変質作用が進行中であると認められるもの
- (3) 昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によって損害を受けた粒を大量に含んでいるもの
- (4) 水分を異常に含んでいるもの
- (5) 船舶又は沿岸の荷役作業中にこぼれ落ちたものをはき寄せたもの等であって、土砂、石、きょう雑物、異物、碎粒（碎精米の規格の碎粒を除く。）等を多く含んでいるもの、及び土、砂、油分その他によって汚損された粒を多量に含んでいるもの
- (6) その他、予期し得ない原因により明らかに品質が、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。）に基づく格付けを行う場合に的確な評価が困難であるもの

第3 検査荷口の決定

1 検査員は、第1及び第2により、受検者等が編成した荷口の品質が均一であると認められる場合は、これを検査荷口（検査ロット）として決定する。

2 検査員は、受検者等が編成した複数の荷口の品質が均一であると認める場合（同一等級に格付けされると見込まれ、統合しても支障がない場合に限る。）は、複数の荷口を統合して一つの検査荷口として決定することができる。

3 検査員は、受検者等から、農産物の需給及び荷役等の事情により、荷口を分割して農産物検査証明を行うよう要請があった場合には、当該荷口を分割してそれぞれを一つの検査荷口として決定することができる。

4 検査員は、検査荷口の識別、編成の経過等がわかるように、編成した検査荷口の品位状況等の必要な事項を付記した検査野帳を作成し、整理する。

- 5 検査員は、食糧用輸入麦のコンテナ輸入に係る複数船舶を使用した農産物検査について、同一の輸入港で積地において品質が均質であり、受検者等が編成した受検する各船舶の荷口の品質が均一であると認められる場合には、これを合併検査荷口（検査ロット）として決定する。

第4 数量の把握

1 検量業務の実施

- (1) 登録検査機関が、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に基づく検量事業者である場合は、当該農産物の検量を農産物検査の一環として実施する。

なお、第5に示す荷造り及び包装並びに量目の検査は、検量業務の遂行にあわせて行う。

- (2) 検査員は、検量人が行う検量業務に立ち会い、検量結果を確認する。

また、検査員が検量人を兼ねる場合は、自ら検量を実施できる。

2 検量、検数結果等の把握

検査員は、港湾運送事業法に規定される検量人及び検数人から日々の検量及び検数結果（検数人による検数が実施されていない場合には、保管業者が行う日々の数量確認結果）を把握するとともに、荷役終了後、検量人及び検数人が受検者等に発行する検量証明書及び検数証明書（検数人による検数が実施されていない場合には、保管業者が発行する物品預り証等。以下、検量証明書、検数証明書及び物品預り証等を「数量証明書等」という。）により当該農産物の数量を把握し、自らが発行する農産物検査証明書（以下「検査証明書」という。）にその結果を記載する。

第5 荷造り及び包装並びに量目の検査

1 適用

規格規程に定める荷造り及び包装並びに量目について検査する。

2 検査対象標本の抽出

規格規程に定める荷造り及び包装の規定並びに量目の規定に従い、全袋数の約1%に当たる袋を無作為に抽出（概ね500袋ごとに5袋の一定の比率で抽出する。以下「系統抽出」という。）して検査する。

なお、スリングバック詰めのを検査する場合は、スリングバック100個につき1個（スリングバック1個は、30キログラム詰め袋が42～49袋梱包されている。）を系統抽出し、抽出したスリングバックを解袋の上、その中の袋すべてを検査対象とする。

3 荷造り及び包装

- (1) 検査初日の荷役開始後、最初に荷卸しされたものから乱破袋を除く10袋を抽出し、これを解袋して風袋重量、空袋の寸法及び材質について、規格規程に定める包装の規定に準じて検査する。

なお、あらかじめスぺアバック（当該農産物を包装したものと同一もの以下同じ。）が用意されている場合は、それを利用して検査できる。

- (2) 風袋重量は、(1)で抽出した10袋をひとまとめにして計量し、10で除して1袋当たりの平均風袋重量（10グラム単位を四捨五入して100グラム単位まで求める。）を求める。

- (3) 外観により2で抽出した袋（以下「標本袋」という。）の包装の種類、新古及び材質等について「適」又は「不適」の判定を行う。

なお、外観による検査で異なる袋が確認された場合は、再度(1)及び(2)検査を実施し、別荷口とする。

- (4) 荷さばき、運送及び保管に耐えない不良袋、あるいは乱破袋を発見した場合は、受検者に対してスぺアバック等への詰め替えを指示する。

なお、量目の極端な欠減を確認した場合も同様に措置する。

4 量目

- (1) 原則として、標本袋の各々について皆掛重量（100グラム未満は四捨五入する。以下同じ。）を測定し、検査荷口全体の平均値を算出する。

- (2) (1)で算出した平均値が、規格規程に定める量目（以下「規格量目」という。）に平均風袋重量を加算した値（以下「基準値」という。）より小さくない場合には「適」とし、小さい場合には「不適」とする。

平均値 $\geq$ 基準値（規格量目+平均風袋重量）-----「適」 <基準値（規格量目+平均風袋重量）-----「不適」

- (3) (2)の判定結果と(1)で算出した平均値から平均風袋重量を差し引いた平均正味重量を検査結果として検査証明書に記載する。

5 不適となった検査荷口の取扱い

荷造り及び包装並びに量目の検査により不適となった検査荷口は規格外とする。

第6 検査用試料の採取方法

1 検査用試料の抽出

検査員は、検査荷口ごとに2及び3に掲げる試料の抽出方法のうちから最も適切と考えられる方法を選択して検査用試料の抽出を行う。

なお、複数の荷口を統合して一つの検査荷口とした場合は、統合前の荷口ごとに試料の抽出を行う。

2 包装されている外国産農産物の試料の抽出

- (1) 検査員は、検査荷口ごとに総袋数の約10%相当を標本袋として無作為に抽出する場合は、100袋から10袋などの一定の比率で抽出（以下「系統抽出」という。）を行う。
- (2) 検査員は、(1)で系統抽出した検査荷口ごとの標本袋から穀刺を用いて試料を採取する。
- (3) コンシューマー・パック（小売用小袋詰めのを二重包装したもの。）の場合は、上記(1)及び(2)によらず、必要量を採取することができる。

ただし、包装された農産物について、第1に定める農産物の品位状況等の把握により、農産物の異常の有無の確認を要する個体が見受けられた場合はこれによらず、検査荷口ごとに総袋数の20%を下限の標本袋として無作為に抽出するものとし、抽出した検査荷口ごとの標本袋から穀刺を用いて2箇所以上から試料を採取する。

3 包装されていない外国産農産物の試料の抽出

(1) サイロにおける試料の抽出

サイロ付属のセパレーターにより大型のきょう雑物、異物等を除去した後で、原則としてスケールの前に、6により点検を行った自動試料採取装置（以下「オートサンプラー」という。）又は試料採取器により、採取量が総数量の25万分の1以上（原則として、100トンにつきおおむね400グラム）となるように試料を系統抽出する。

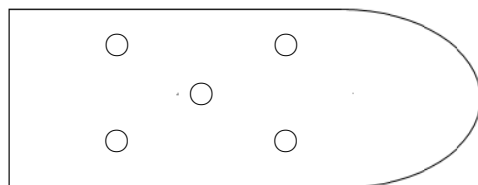
(2) ホッパーにおける試料の抽出

ホッパーの下流出口において試料採取器により農産物の流れを切断し、原則として20トンにつきおおむね400グラムとなるように試料を系統抽出する。

(3) はしけにおける試料の抽出

はしけの積荷上で大型二重管穀刺を垂直に突き刺し、原則として、下図のようにはしけの5ヶ所から試料を採取する。

なお、はしけへの積込みの実態に応じて、検査員の判断により採取箇所を増加させる。



(4) フレキシブル・コンテナからの試料の抽出

2の包装されている外国産農産物の試料の抽出に準じて、検査荷口ごとにフレキシブル・コンテナ（以下「フレコン」という。）の総個数の約10%に相当する標本を系統抽出し、フレコン用二重管穀刺を用いて試料を採取する。

4 その他の抽出方法

検査場所の都合等により2及び3に掲げる抽出方法での試料の採取が困難な場合は、標準抽出方法（平成13年3月22日農林水産省告示第443号）に基づき別途定めることができる。

5 検査試料の作成

2、3及び4により検査荷口ごとに抽出した試料は、試料均分器により約4キログラムに縮分し、それを検査用試料とする。

検査員が、複数の荷口を統合して一つの検査荷口とした場合は、統合前の荷口ごとに約4キログラムの基本試料を作成し、更に、基本試料を合成、縮分して約4キログラムの検査用試料とする。

6 オートサンプラーの点検基準

サイロにおける試料の抽出（採取）方法のうち、オートサンプラーによる方法は、その形態により採取方法がそれぞれ異なっており、試料採取の信頼性を確保する観点から、次により点検を行ったものを使用することとする。

（1）点検の実施

点検は、登録検査機関が、1登録期間（5年間）に1回実施する。また、地方農政局長が必要と認める場合には、その都度、点検を行い、試料採取の信頼性の確保に努めるものとする。

（2）点検方法

サイロにおける抽出（採取）方法のうち、試料採取器による方法（以下「A法」という。）とオートサンプラーによる方法（以下「B法」という。）を比較することによって、当該オートサンプラーの機械が正常に作動し、均質な試料の採取が行われるかを点検する。

（3）点検の内容

ア 対象本船等の選定

点検を実施するサイロへの農産物の搬入状況を考慮して、本船（本船直取り他港揚げ船を含む。以下「本船等」という。）を任意に選定して行う。

イ 試料の採取方法

アの本船等の搬入数量（1日当たりの搬入数量をいう。以下同じ。）をオートサンプラー毎に区分し、それぞれのオートサンプラーに係る搬入数量からA法及びB法により各3点ずつの点検用試料を採取する。

ウ 品位の判定

イにより採取した試料は、それぞれ合成し、縮分の上、約2キログラムの点検用試料を各3点ずつ作成し、鑑定方法（平成13年3月14日農林水産省告示第333号）及び手順3により、きょう雑物、容積重、異物計の各品位項目について算定値の平均値を算出する。

エ 点検の照合基準

A法及びB法によって採取した試料の個数、試料の算定値の平均及び偏差方和を、それぞれ n （この点検の場合の n は3となる。）、 $\overline{X}$ ・ $\overline{Y}$ 、

$S_x \cdot S_y$ とする。

(ア) 算定値の平均を求める。

$$\bar{X} = \frac{X_1 + X_2 + X_3}{n} \quad (\text{A法の算定値の平均})$$

$$\bar{Y} = \frac{Y_1 + Y_2 + Y_3}{n} \quad (\text{B法の算定値の平均})$$

(イ) $S_x \cdot S_y$ を次により求める。

$$S_x = (X^2 + X^2 + X^2) - \frac{(X_1 + X_2 + X_3)^2}{n}$$

$$S_y = (Y^2 + Y^2 + Y^2) - \frac{(Y_1 + Y_2 + Y_3)^2}{n}$$

(ウ) t_0 を求める。

$$t_0 = |\bar{X} - \bar{Y}| \times \sqrt{\frac{n(n-1)}{S_x + S_y}}$$

(エ) 点検結果の判定等

点検の結果は、 t （この点検の場合の t は、4.604となる。）と t_0 を比較して、次により判定する。

$t_0 < t$ ならば、A法とB法に差はない。

$t_0 \geq t$ ならば、A法とB法に差がある。

なお、A法とB法に差がない場合は、当該オートサンプラーを使用できるものとし、A法とB法に差がある場合は、農産物検査における試料の採取はA法により行う。

(オ) 点検結果の通知等

登録検査機関は、点検の結果を記録し、当該結果をオートサンプラーが設置されている施設の管理者に通知するとともに、次の点検のときまで保存するものとする。

なお、オートサンプラーを改善する必要がある場合は、当該改善がなされるまで、当該オートサンプラーを使用してはならない。

7 検査用試料の取扱い

2～5により抽出した検査用試料約4キログラムは、均分作業を2回行い約1キログラムの測定用試料2点と約2キログラムの保存用試料1点を調整し、保存用試料については、登録検査機関保存用とする。

なお、保存用試料の保存期間は、原則として検査証明書の発行日から起算して2ヶ月間とする。

第7 検査現場におけるその他対応

1 検査現場における検査業務の実施時間

- (1) 検査現場における検査業務の実施時間は、港湾荷役の実施時間に応じて設定することとするが、品位状況等の確認を肉眼で行う必要があるため、原則として日の出から日の入までとする。
- (2) 検査員は、受検者等から時間外荷役への検査業務の対応について要請があった場合には、次の条件を満たす場合に限り応じることができる。
 - ア 当該時間外荷役が、勤務時間帯における同荷役の継続である場合
 - イ 当該船舶等に係る荷役を引続き時間外にわたって実施しても、検査荷口となるべき荷口毎の品質の均質性が確保され、かつ仕分け作業の円滑な遂行に支障が無いと認められる場合
 - ウ 抽出方法が、オートサンプラーを使用する場合で、同サンプラーが時間外荷役時も引続き正常に作動すると認められる場合

2 荷さばきの停止

- (1) 検査員は、荷さばきの実施中に、天候、事故等の事情により適正な検査の実施に支障があると判断した場合は、受検者等に荷さばきの停止を申し入れる。
- (2) 受検者等は、検査員から荷さばきの停止の申し入れがあった場合は、関係者に対して速やかに荷さばきの停止を指示しなければならない。

3 有機麦の農産物検査の取扱い

有機麦については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び同法施行規則（昭和25年農林省令第62号）において、「有機農産物が、農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること、有機農産物以外の物資と混合した場合は、その表示を除去又は抹消しなければならないこと」とされていることから、有機麦の農産物検査に当たっては、次の事項について留意する。

- (1) 品位状況の確認及び検査試料を採取するための穀刺（ばらの場合二重管刺をいう。以下同じ。）については、新たに購入するなど有機麦専用のものを使用すること。
- (2) 有機麦と他の物質の混合を避けるため、採取した試料を再び検査荷口に差し戻しなどしないこと。
- (3) 試料採取に当たっては、穀刺により採取した試料以外に他の試料が混入することとならないよう、細心の注意を払うこと。
- (4) 袋詰の場合で、刺し穴を塞ぐためのシール等については、袋の中の穀粒に直接シール等の粘着材が付着しないよう注意すること。

手順3 品位等検査に係る鑑定方法

第1 種類・銘柄の検査

1 米穀の種類の判定

農産物の種類が、規格規程に定める当該農産物の規格の附の1の規定に合致するか否かを検査請求書及び船積書類の写し等の添付書類を参考として以下のとおり外観により判定する。

(1) 米穀のもち、うるちの判定

米穀のもち、うるち判定は、「標準計測方法、検査機器の仕様・精度の確認
その他試験等の方法マニュアル」IVの2の規定による。

(2) 米穀の短粒種、中粒種及び長粒種の判定

米穀の粒形の判定は、

ア 米穀の検査用試料から完全粒（標準的な長さを有し、かつ、形の欠けていない米粒）を無作為に30粒を選び、各粒の長さ（粒の長さは基部から頂部、粒の幅は背部から腹部（手順3別紙「外国産農産物の被害粒等の取扱い」の第3の3の玄米及び精米の図による。以下同じ。）を計測（粒形テスターを用い（以下、米穀の粒の長さの測定は、同テスターを用いる。）、ミリメートル以下第2位まで計測）する。

イ 各粒の長さ（長さ／幅）を算出し、平均値を求める。

なお、比率及び平均値の算出については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで求める。

ウ 判定は、規格規程に定める基準により判定する。

	玄米	精米
短粒種	2.1未満	2.0未満
中粒種	2.1以上3.1未満	2.0以上3.0未満
長粒種	3.1以上	3.0以上

2 小麦、大麦の種類の判定

小麦の種類（食糧小麦、飼料小麦の別）及び大麦の種類（食糧大麦、ビール大麦、飼料大麦の別）は、検査請求書及び船積書類の写し等の添付書類により判定する。

3 銘柄

農産物の色沢、形状、粒の構成比率、胚及び縦溝部の形状等が当該銘柄の特徴を具備しているか否かを外観等により鑑定する。

なお、外観等による鑑定が困難な場合には、検査請求書及び船積書類の写し、また、産地型銘柄に品種名が含まれているものについては、輸出国、当該国の州

政府、当該国若しくは当該国の州政府の指定を受けた指定機関及び許可団体等又は国際検査機関連盟（IFIA）に加盟している機関により発行された証明書等の添付書類を参考とする。

鑑定方法（平成13年3月14日農林水産省告示第333号）

- 1 鑑定は、規格規程において定める農産物の種類ごとの品位について、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとする。ただし、鑑定のみによっては、適正な品位等検査に係る品位の検査を行うことができないと認められる場合には、標準計測方法を用いて行うものとする。
- 2 鑑定は、日光の直射及び物体の反射光線の影響を受けない条件の下で行うものとする。

第2 品位の検査

1 品位の検査手順

品位の検査は、農産物の種類ごとに定められた手順3の別紙「品位の検査手順」に従って行うものとする。

なお、同検査における均分、縮分、秤量及びふるい分けの動作等は次のとおりとする。

（1）均分及び縮分

試料均分器により行う。

なお、縮分については、規定された量の±10%の範囲になるまで行う。

（2）秤量

ア 測定用試料（供試試料）の秤量は、標準計測方法（平成13年3月14日農林水産省告示第332号）の第1の6の（3）の②のはかり（0.01gの単位まで読み取れるもの。）を用いて行う。

イ 被害粒等の秤量は、標準計測方法の第1の6の（3）の②のはかり（ひるがお科植物種子及び著しい熱損粒については、標準計測方法の第1の6の（3）の①のはかり（0.1mgの単位まで読み取れるもの。））を用いて行う。

（3）ふるい分けの動作については、標準計測方法の第2の13の（2）の③のアの（イ）のbの方法で行い、供試試料については、それに準じることとする。

2 品位の判定

（1）数値の取扱い

ア 算定値

算定値は、1に定める品位の検査手順に従い、平行測定によって得られた品位項目別の数値（重量比、個数及び換算個数等）をいい、規格規程の数値の1位下の桁（規格規程の数値の2位下の数値を切り捨てる。）まで求める。

イ 検定値

検定値は、アの2つの算定値の平均値（規格規程の数値の2位下の数値を切り捨てる。）を用い、規格規程の数値の1位下の桁を四捨五入して求める。

なお、水分及び着色粒（規格規程に定める数値が小数点以下第1位まで規定されている着色粒に限る。）の検定値は、算定値の平均値の小数点以下第1位を二捨三入又は七捨八入して小数点以下の数値を0又は5に換算した数値により求める。

ウ 規格規程の数値の極限值（以下「極限值」という。）は、四捨五入及び二捨三入又は七捨八入により規格規程の数値となる限界の値をいい、原則として、規格規程に定める数値の1位下の桁まで求める。

〔例1〕最低限度項目の場合

	規格規程の数値	極限值
容積重	75キログラム	74.5キログラム

〔例2〕最高限度項目の場合

	規格規程の数値	極限值
水分	13.5%	13.79%
著しい熱損粒	0.02%	0.024%

（2）品位の判定

ア 品位項目別の検定値が、極限値の範囲内にある場合は、当該品位項目を「適」とし、当該検定値を最終的な決定値とする。

イ 検定値が極限値の範囲を超える場合で、並行測定による2つの算定値とともに極限値の範囲を超える場合は、当該品位項目を「不適」とし、当該検定値を最終的な決定値とする。

ウ 検定値が極限値の範囲を超える場合で、2つの算定値のうち一つが極限値の範囲内にあり、他方が極限値の範囲を超える場合（2つの算定値の判定が適・不適に分かれる場合）は、当該品位項目の測定誤差を考慮する必要があるため、以下のように処置する。

（ア）2人の農産物検査員の鑑定誤差及び測定の実ミスがないか検証を行う。

（イ）保存用試料等の別の試料1点について、再度当該品位項目の測定を行い、算定値を一つ追加する。

（ウ）並行測定による2つの算定値に（イ）の算定値を加えた3つの算定値のうち、判定結果の異なる算定値を棄却し、残りの2つの算定値の平均値により算出される検定値により「適」・「不適」の判定を行う。

この場合、最終的に用いた検定値を決定値とする。

（エ）（ア）～（ウ）の操作によっても3つの算定値間の誤差が大きく、判定結果に疑問がある場合は、（イ）及び（ウ）の操作をやり直す。

3 留意事項

(1) 特別売買契約の輸入米麦に係る農産物検査

輸入米穀の特別売買契約、食糧用輸入麦の特別売買契約（区分Ⅱ）及び飼料用輸入麦の特別売買契約に係る農産物検査は、輸入業務の効率化を図るため、以下の特例措置を講じる。

ア 手順2の第6の7の抽出する検査用試料は、約2キログラムとし、品位検査の手順において均分作業を1回行い、約1キログラムの測定用試料1点と約1キログラムの保存用試料1点を調製し、保存用試料については、全量を登録検査機関保存用とする。

イ 検査は並行測定の必要はなく、検査員1名で測定できる。

(2) グローバル・テンダー方式で輸入される米穀の農産物検査

政府買入委託契約のうちグローバル・テンダー方式（政府が規格規程に基づき銘柄の品位を指定し、輸出国を特定しないで入札を行う方式）で輸入される米穀については、あらかじめ適用すべき規格が検査請求書に記載されているため、その指示に従い検査を行う。

(3) 成分検査に関する業務の委託を受けている場合の取扱い

ア 他の登録検査機関から成分検査に関する業務の委託を受けている場合は、検査現場業務の効率化を図るため、品位等検査の際に成分検査用試料についてもあわせて採取し、成分検査の登録検査機関に送付する。

イ この場合、品位等検査の登録検査機関は、受検者から依頼された成分検査に係る検査請求書に添付書類の写しを添えて成分検査の登録検査機関に提出するとともに採取した成分検査用試料を送付する。

(4) 特殊な外国産米穀の取扱い

ア パーボイルド・ライス、黒米及び紫黒米等

パーボイルド・ライスは、保存用に蒸して乾燥させた米穀であり、全体的に粒が黄変している。

また、黒米及び紫黒米は、遺伝的にもともと着色している米穀である。

このため、これらの米穀を検査する場合は、以下のように取り扱うこととする。

(ア) 「とう精度」及び「着色粒」等の色の程度により検査を行う品位項目は全て省略し、判定は全て「規格外」とする。

(イ) 受検者は、当該米穀であることがわかるように検査請求書及び添付書類に必ずその旨を明記する。

(ウ) 検査員は、検査証明書の種類銘柄欄に（ ）書きで当該米穀であることを明記する。

(エ) 当該米穀の検査に適用する規格は、検査請求書及び添付書類により種類等を確認し、規格規程の該当する規格を適用する。

イ 醸造用精米

醸造用にとう精された精米は、胚乳部も研磨された半製品であり、品位項目のうち「水分」、「異物」以外の項目は規格規程に基づく判定が困難

である。

このため、以下のように取り扱うこととする。

- (ア) 「水分」、「異物」以外の品位項目は全て省略し、判定は「規格外」とする。
- (イ) 受検者は、当該米穀であることがわかるように検査請求書及び添付書類に必ずその旨を明記する。
- (ウ) 検査員は、検査証明書の種類銘柄欄に（ ）書きで当該米穀であることを明記する。
- (エ) 当該米穀の検査に適用する規格は、検査請求書及び添付書類により種類等を確認し、規格規程の該当する規格を適用する。
- (オ) 醸造用にとり精された砕精米も同様に扱う。

なお、「水分」、「異物」及び「完全粒」以外の項目はすべて省略し、判定は「規格外」とする。また、この場合の「完全粒」は、醸造用に研磨していない粒のうち欠損していないものとする。

(5) うるち・もち精米長粒種の小砕粒の取扱い

うるち・もち精米長粒種の小砕粒は、2号ふるい（針金27番線ふるい目開き1.5ミリメートル）をもって分け、そのふるいの上に残り、かつ、1号ふるい（針金25番線ふるい目開き1.7ミリメートル）をもって分け、そのふるいを通過する米粒をいう。

その鑑定の際、1号ふるいによるふるい分けの結果、完全粒（欠損していない粒）等が通過する場合がある。

このため、うるち・もち精米長粒種については、1号ふるいを通過した、完全粒の長さの $1/4$ を超える米粒について、小砕粒としないもの（ふるいを通過しなかったもの）として取り扱う。

なお、この場合は、無作為に完全粒を30粒選び、各粒の長さをミリメートル以下第2位まで測定して平均値を算出し、その平均値の $1/4$ （ミリメートル以下第2位を切り捨て、ミリメートル以下第1位まで算出する。）を超える長さの米粒とする。

第3 検査荷口の取扱い

1 検査荷口の合併

- (1) 検査荷口の仕分けを行った場合で、検査荷口ごとの鑑定結果から規格規程で同一等級に格付けされる場合は、検査荷口を合併することができる。
- (2) 検査荷口の合併を行った場合は、合併の経過がわかるように検査野帳に整理する。

2 合併検査荷口の数値処理

合併検査荷口の検定値は、合併前の検査荷口の検定値算出に使用した全ての算定値（棄却した算定値を除く。）の平均値（加重平均。なお、規格規程の数値の2位下の数値を切り捨てる。）により、改めて検定値を算出する。

第1 趣旨

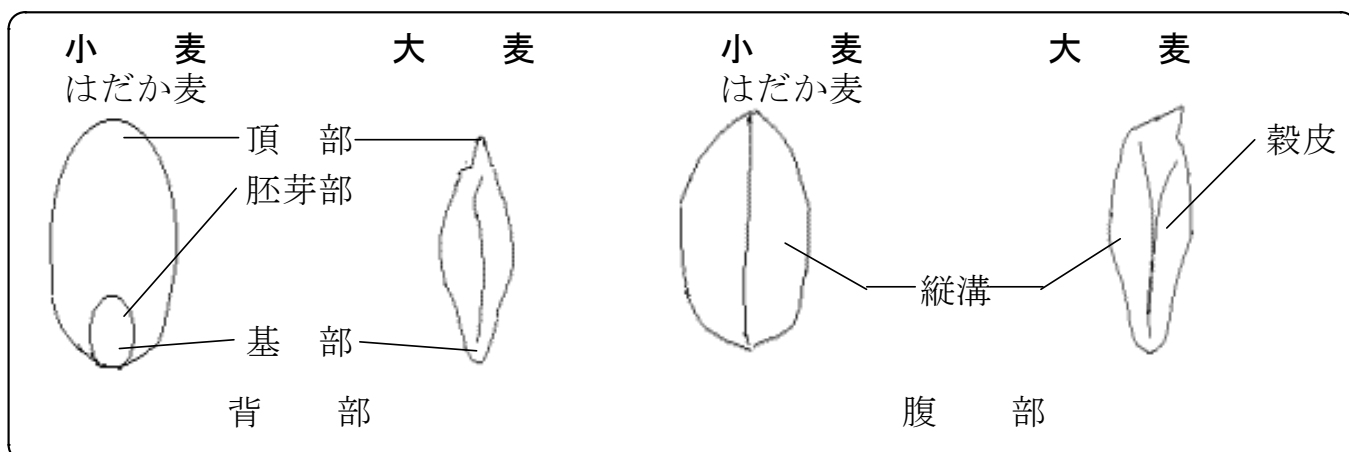
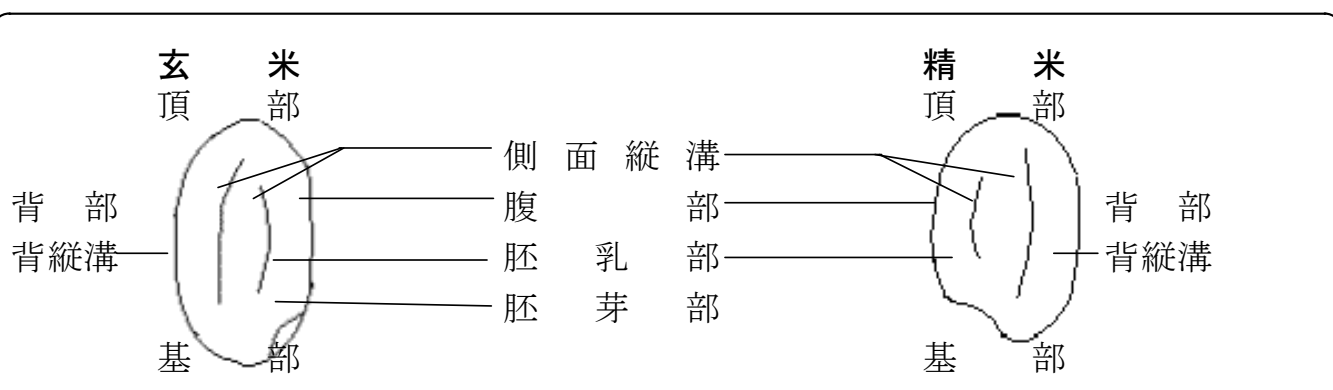
規格規程において定める外国産農産物の種類ごとの品位の定義に規定する「被害粒等」の程度及びその取扱いを示すとともに、外国産精米の品位項目に定める精米及び砕精米の「標準品」による判定方法について定める。

第2 取扱い

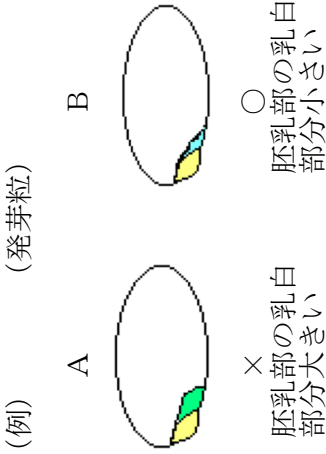
- 1 外国産農産物の検査に当たり、被害粒等の判定を行う場合には、別紙1「被害粒等の判定方法」により行うものとし、別紙2精米のとう精度並びに砕精米の外観及びとう精度（以下「精米とう精度等」という。）の判定を行う場合には、「精米とう精度等の判定方法」により行うものとする。
- 2 このマニュアルにおいて「検査基準品」とは、被害粒等の上位限界（限界基準）をスライド等により示したものであり、検査基準品による判定は、被害等の程度が検査基準品と同程度以上の場合に被害粒として取り扱う。
また「標準品」とは、精米とう精度等の最低限度（下位限界）を現物で示したものであり、精米とう精度等標準品に相当する場合は合格とする。

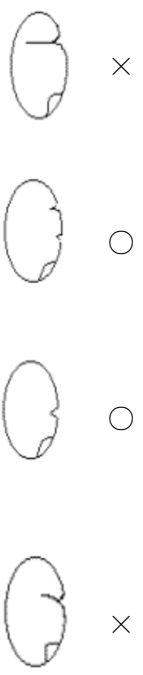
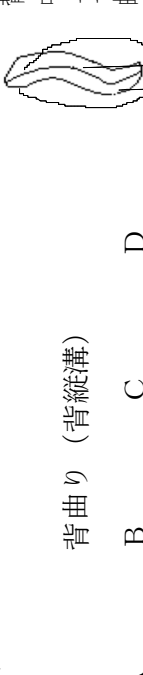
第3 留意事項

- 1 このマニュアルにおける被害粒の長さ、幅、面積、体積の比率をあらわす数値は、粒の想定原形に対するものではなく、その粒に対するものである。
- 2 このマニュアルに示されている例図及び参考図は、あくまでも粒の状態を例示したものであって、呈色の程度や範囲等の限界（上位）を示したものではない。
- 3 このマニュアル及び別紙における粒の部位の名称は、下図のとおりである。

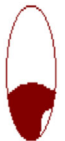
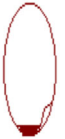


(別紙 1) 被害粒等の判定方法

被害粒等	定義、検査基準並びに判定の基準	例	図	等
＜玄米＞ 被害粒 (茶米)	【定義】 果皮の部分が茶褐色に変質、変色したものをいう。 【検査基準品】 果皮の部分が茶褐色に変質、変色したものである。 【判定の基準】 表面の色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のものとする。	(例)  × 色濃い × 一部色濃い ○ 色薄い		
(着色粒)	○ 玄米をとう精し、生産された精米について精米の着色粒により判定する。			
(黒斑点粒)	○ 玄米をとう精し、生産された精米について精米の黒斑点粒により判定する。			
(芽くされ及び発芽粒)	【定義】 芽くされ粒は胚芽部が腐敗したものをいい、発芽粒は発根又は発芽している粒及びそのこん跡のあるものをいう。 【検査基準品】 発芽粒を示したものであり、胚芽部と接する胚乳部がわずかに乳白を呈したものである。 芽くされ粒の検査基準品は示さない。 【判定の基準】 芽くされ粒は、胚芽部が腐敗したものととする。 発芽粒は、胚乳部の乳白化した部分の大きさが、検査基準品以上のものとする。	(例)  × 胚乳部の乳白部分大きい ○ 胚乳部の乳白部分小さい		

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
(胴切粒)	【定義】 奇型粒の一種で胚乳部にくびれのあるものをいう。 【検査基準品】 粒幅の1/4程度のくびれのあるものである。 【判定の基準】 くびれの深さが、くびれの位置及びくびれの本数に関係なく、検査基準品以上（粒幅の1/4以上）のものであるとする。 1/4未満のくびれが、複数本（2本）ある場合であっても胴切粒とはしない。	(例) A B C D 1/4 1/5 1/6×2 3/4  × ○ ○ ×		
(奇型粒)	【定義】 生理障害粒の一種で、米粒がねじれ又は先細り等の奇型になったものをいう。 【検査基準品】 先細りを具現化したもので、その程度を示したものである。 なお、検査基準品に具現化することが困難な縦溝、背・腹線のねじれの程度については、次の「判定の基準」によることとする。 【判定の基準】 先細り又はねじれの程度が、 1 先細りは、検査基準品以上に先が細くなっているもの。 2 ねじれは、背、腹の縦溝が整粒に対して、1/4以上曲っているもの、背や腹の部分がくびれているもの（直線的になっていないもの）。 とする。 なお、玄米をとう精した場合、歩留り及び製品（糠が残る）に影響が出ると判断されるものについても奇型粒とする。	(例) 背曲り（背縦溝） A B C D  × × ○ ○ 背縦溝の中心から1/4以上曲ったもの ・ 粒幅の1/4以上の背曲りは奇型粒とする。		

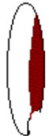
[illegible]

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
未熟粒 (基白粒)	【定義】 基部が、白色不透明のものをいう。 【検査基準品】 白色部が胚芽部と胚乳部の接着する部分の全体に達しているものである。 【判定の基準】 白色部の大きさとそれが胚芽部へかかった程度が、検査基準品以上のものとする。	(例) A  B  C  D  × × ○ ○ (参考) ※ 基部は、米粒の最後に充実する部分である。		
(腹白粒)	【定義】 腹部が、白色不透明となったものをいう。 【検査基準品】 白色部が胚芽部にかかり、その幅が粒幅の1/2に達するものである。 【判定の基準】 白色部の幅が、検査基準品以上（粒幅の1/2以上）のものとする。	(例) A  B  C  D  × × ○ ○ 1/2以上 1/2以上 1/2未満 1/2未満 (参考) ※ 腹白粒は、粒の外側から中心部に向かって粉状質が形成され乳白粒とは粉状質の部位が異なる。	断面図 (切断) E  F  G  H 	

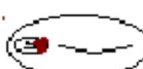
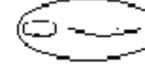
被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
(乳白粒)	【定義】 内部が乳白のもので、精米にして白墨質粒になるものをいう。 【検査基準品】 とう精した場合、乳白部の大きさが米粒の体積の3/4程度のものである。 【判定の基準】 外面からみて、平面的にとらえた乳白部分の面積の大きさが、検査基準品以上のものとする。	(例) A  B  C  D  × 3/4以上 × 3/4以上 × 3/4以上 ○ 3/4未満 ・ 粒の表面が透明（光沢がある）であって、粒の内部が不透明（粉状質になっている）となっているもの。 （参考）※ 乳白粒は、中心部から外側に向って粉状質が形成され、腹白粒とは部位が異なる。	断面図（切断） E  F  G  H 	
(偏平粒)	【定義】 縦溝の深い色沢のない偏平なものをいう。 【検査基準品】 検査基準品は示さない。 【判定の基準】 短粒種にあつては、1.7 ミリメートルの縦目ふるいを、中粒種及び長粒種にあつては、1.6 ミリメートルの縦目ふるいを通したもののから砕粒及び死米を除いたものとする。 なお、ふるいの上に残ったものは、縦溝の深い色沢のない粒であっても偏平粒とはしない。	(例) A  B  C  D  (短粒種) (中・長粒種) (短粒種) (中・長粒種)		
(青粒)	【定義】 果皮に葉緑素が著しく残った緑色のものをいう。 【検査基準品】 基準品は示さない。 【判定の基準】 当分の間、青粒の取扱いはない。			

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 図 等
＜米青米＞ 被害粒 (黒斑点粒)	【定義】 表面に、茶色、茶褐色あるいは黒色等の斑点状又は黒点状を呈しているものをいう。 【検査基準品】 検査基準品は示さない。 【判定の基準】 被害面積の大きさが、色の濃淡に関係なく、直径1ミリメートル以上のものである。 なお、一粒の中に1ミリメートル未満の斑点が数カ所あった場合、それらを合計し、1ミリメートル以上になるものは黒斑点粒とする。	(例) A  B  C  D  (短粒種) ○ 1ミリ未満 × 1ミリ以上 × 1ミリ以上 × 合算1ミリ以上 (中・長粒種) E  F  G  ○ 1ミリ未満 × 1ミリ以上 × 合算1ミリ以上 × 1ミリ以上 (例) A  B  C  (短粒種) ○ 原形は維持 一部粉状質で粉ふき × 原形は維持 全体が粉状質で粉ふき × 原形は崩れ 全体が粉状質で粉ふき (中・長粒種) D  E  F  × 原形は維持 全体が粉状質で粉ふき × 原形は崩れ 全体が粉状質で粉ふき ○ 原形は維持 一部粉状質で粉ふき
(生理障害粒)	【定義】 明らかに死相を呈し、光沢がなく、粉をふき、原形が崩れかけた状態のものをいう。 【検査基準品】 死相を呈し、光沢がなく、表面が粉をふいたものである。 【判定の基準】 粉状質の程度、粒張りかつ原形の崩れかけた程度が、検査基準品以上のものとする。	

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 等
(着色粒) (参考) うるち精米長粒種のサマクroppについて	〔定義〕 表面が黄色、黄褐色又は茶色に着色したものをいう。 〔検査基準品〕 表面が一樣に黄色になったものである。 〔判定の基準〕 表面の色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のものとする。 なお、着色の色は、黄色、黄褐色、茶色で、それ以外の色（黒斑点粒（茶色、黄褐色、黒色等の斑点状又は黒点状を呈している。）を除く。）は変質粒として扱う。	(例) (短粒種) A 色濃い × B 一部色濃い × C 一部色濃い × D 色薄い ○ (中・長粒種) E 色濃い × F 一部色濃い × G 色薄い ○ ・ベトナム産米等のうるち精米長粒種については、その収穫の時期により、粒全体が薄く灰色を帯びたサマクroppの存在が知られている。 サマクroppについては、輸出国においては被害粒として取り扱われていないが、国内流通上問題もあるため、別に現物による基準を定め、その色の濃さにより変質粒の判定を行う。
赤条粒	〔定義〕 表面に赤色又は赤紫色のぬか層が目立つ程度（赤条の長さの合計が粒の長さの2倍以上である程度をいう。）にあるものをいう。 〔検査基準品〕 粒表面に赤条が1本通ったものであり、限界基準とする赤条の幅を示したものである。 〔判定の基準〕 表面に残った赤色又は赤紫色のぬか層の長さ及び幅の程度であり、米粒の全表面に残った赤条の合計が、検査基準品に示す幅以上であり、かつ粒長の2倍以上の長さがある場合に赤条粒とする。 具体的には、米粒の全表面の赤条部分を調べ、赤条部分を検査基準品に示されている幅に置き換えたときの赤条の長さを想定して判定する。	(例) A 幅が検査基準品程度で、長さが粒長の2倍 × B 幅が検査基準品程度に置き換えたとき、長さの2倍 × C 赤条を合計し、その幅を検査基準品程度に置き換えたとき、長さが粒長の2倍 × D 幅が検査基準品程度に置き換えたとき、長さが粒長の2倍以上 × E 幅が検査基準品未満で、長さも粒長の2倍未満 ○ F 赤条を合計し、幅を検査基準品程度に置き換えたとき、粒長の2倍未満 ○ G 赤条を合計し、幅を検査基準品程度に置き換えたとき、粒長の2倍未満 ○

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 図 等
白墨質粒	【定義】 体積の3／4以上が白墨質になっっているもので、生理障害粒を除いたものをいう。（砕粒も一粒として考える。） 【検査基準品】 白墨質の大きさが、米粒の体積の3／4程度のものである。 【判定の基準】 外面からみて、平面的にとらえた白墨質部分の面積の大きさが、検査基準品以上のものとする。	(例)  A × 基準品程度  B ○ 基準品未満  C × 基準品以上  D ○ 基準品未満  E × 基準品以上  F × 基準品以上  G ○ 基準品未満  H ○ 基準品未満
(参考) 生理障害粒と白墨質粒及び死米と未熟粒の関係について	- 生理障害粒は、死米をとう精した際に残存しているものであり、原形が崩れ粉をふいた状態となった粒である。 - 一方、白墨質粒は、玄米の乳白粒等の未熟粒をとう精した際に原形を留め、白墨質部分が残っている粒である。 - しかしながら、腹白粒や基白粒などの外側に白墨質部分の存在する粒をとう精した場合、原形が崩れ、生理障害粒となる場合も考えられ、玄米の未熟粒と精米の白墨質粒が必ずしも相関関係にあるというわけではない。 - また逆に、精米の生理障害粒は全てが玄米の死米をとう精して得られるわけではない。	

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
<小麦> 被害粒 (病害粒)	【定義】 かび又は菌等に侵され、粒の全部又は一部が赤色又は褐色若しくは黒色に変色したものをいう。 【検査基準品】 胚芽部が淡紅色に変色したものである。 【判定の基準】 侵されている部分の大きさと色の濃さが、検査基準品以上のものとする。	(例) A B C D × ○ × ○ 色濃く、 範囲大きい 色薄く、 範囲大きい 粒全体が、 濃い呈色 色薄く、 範囲小さい		
(霜害粒)	【定義】 雨、霜、雪等により被害を受け、粒が不健全な色に変色し、皮部の全部又は一部がはがれているものをいう。 【検査基準品】 変色し、皮部の一部がはがれたものである。 【判定の基準】 粒の色と皮部のはがれの程度が、検査基準品以上のものとする。	(例) A B C × ○ ○ 変色強く 皮部の破れ 大きい 皮部の破れ 大きい、 変色の程度 小さい 皮部の破れ 小さく、 変色の程度 小さい		

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 図 等
(芽くされ粒)	〔定義〕 胚芽部が、かび又は菌等に侵され、黒褐色又は黒色に変色したものをいう。 〔検査基準品〕 胚芽部が黒褐色に変色したものである。 〔判定の基準〕 胚芽部の侵されている範囲と色の濃さが、検査基準品以上のものとする。 なお、検査基準品と比較する黒変の範囲は、背部の胚芽部のみとし、腹部は対象としない。	(例) A  色濃く、 範囲大きい B  色薄く、 範囲大きい C  色濃い、 範囲小さい
(発芽粒)	〔定義〕 発根又は発芽しているもの及びそのこん跡のあるものをいう。 〔検査基準品〕 胚芽部の先端が破れ、穴があいたものである。 〔判定の基準〕 胚芽部の先端の破れの程度が、検査基準品以上のものとする。 なお、胚芽部がとれた粒で、そのとれた原因がはつきりしない場合は、「疑わしい粒」として発芽粒とはしない。 また、胚芽部のとれた原因が、明らかに発芽によるとみられるものは発芽粒とするが、この場合は、胚芽部の破れの周囲の表皮がギザギザで、かつ破れが大きく、穴も内部に丸く深く入り込んでおり、胚芽部や粒全体に褪色が見られる等の特徴がある。	(例) A  破れ大きい B  破れ大きい C  「疑わしい粒」

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 図 等
(緑色粒)	〔定義〕 表面又は、内部が緑色を呈したものをいう。 〔検査基準品〕 表面が緑色を呈したものである。 〔判定の基準〕 表面の色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のものとする。	(例) A  × 色濃い B  × 一部色濃い C  ○ 薄い色
(熟損粒)	〔定義〕 熟等によって変色したものをいう。 〔検査基準品〕 表面が熟により茶褐色となったものである。 〔判定の基準〕 表面の色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のものとする。	(例) A  × 色濃い B  × 一部色濃い C  ○ 薄い色
(著しい熟損粒)	〔定義〕 熟等によって著しく変色したものをいう。 〔検査基準品〕 表面が熟により黒褐色又は黒色を呈したものをいう。 〔判定の基準〕 表面の色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のものとする。 なお、表面の色で判定し難い場合は、切断面の色の程度により判定することができる。	(例) A  × 色濃い B  × 一部もしくは大部分が色濃い C  × 内部の色濃い

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
＜大麦＞ スチーリー粒	【定義】 ガラス質を呈し、でん粉層の大部分が灰褐色に着色したものをいう。 【検査基準品】 とう精した粒で、粒の全体がガラス質を呈し、でん粉層が灰褐色を呈したものの（飴色）である。 【判定の基準】 粒のとう精度、ガラス質の範囲かつ呈色の程度が、検査基準品以上のもとする。 なお、原麦を80%程度にとう精して判定する。	(例) A  ↓  B  ↓  C  ↓  × 色濃く、ガラス質の範囲大きい ○ 色薄く、ガラス質の範囲大きい		
青色粒	【定義】 でん粉層の一部又は全部が青色又は青灰色を呈するものをいう。 【検査基準品】 とう精した粒で、表面の大部分が青色を呈したものである。 【判定の基準】 粒のとう精度、呈色の範囲かつ色の濃さが、検査基準品以上のもとする。 なお、原麦を80%程度にとう精して判定する。	(例) A  ↓  B  ↓  C  ↓  × 呈色の範囲大きく、色濃い ○ 呈色の範囲小さく、色薄い ○ 呈色の範囲大きく、色薄い		

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
被害粒 (発芽粒)	【定義】 発根又は発芽しているもの及びそのこん跡のあるものをいう。 【検査基準品】 発根又は発芽により基部の殻皮の先端の破れが明らかである。 【判定の基準】 基部の殻皮の先端の破れの程度であり、検査基準品以上のものとする。 なお、先端の破れが詰まっているもの、又は殻皮が膨らんでいるものは、一般的に発根又、発芽によるものと考えられるため殻皮を剥いて判定する。	(例) A  破れの程度大きい B  破れの程度小さい		
(芽くされ粒)	【定義】 基部が黒変しているものをいう。 【検査基準品】 基部が粒長の1/3程度黒変したものである。 【判定の基準】 基部の黒変の範囲と色の濃さが、検査基準品以上のものとする。 なお、検査基準品と比較する黒変の範囲は、背部のみで判定を行い、腹部は対象としない。	(例) A  色濃く、範囲大きい B  色薄く、範囲大きい C  色濃い、範囲小さい D  色薄く、範囲小さい		
(草色粒)	【定義】 草色を呈したものをいう。 【検査基準品】 表面の大部分が草色を呈したものである。 【判定の基準】 表面の呈色の範囲と色の濃さが、検査基準品以上のものとする。	(例) A  粒全体が、色濃い B  粒の裏側が、色濃い C  粒の大部分、色濃い D  粒全体が、色薄い E  粒の呈色、範囲が小さい		

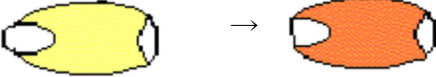
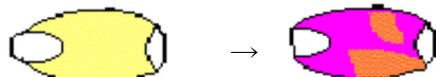
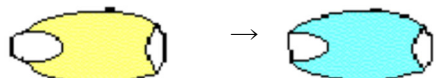
被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 図 等
(黒斑点粒)	〔定義〕 かび状の斑点のあるものをいう。 〔検査基準品〕 斑点があるものである。 〔判定の基準〕 粒の斑点の大きさが、斑点の数に関係なく、検査基準品以上のものとする。 なお、斑点の数が多くても、一つ一つの斑点が検査基準品に示されている大きさに満たないものばかりの場合、黒斑点粒とはしない。	(例) A  B  C  D  斑点 一つ一つの斑点 数が多いが、一つ一つの斑点小さい 大きい 大きい 斑点小さい 一つ一つの斑点小さい × × × ○ ○ 一つの
(熱損粒)	〔定義〕 熱等によって損傷を受け、でん粉層まで黄褐色、茶色又は黒色に変色したものをいう。 〔検査基準品〕 とう精した粒で、表面が茶褐色を呈したものである。 〔判定の基準〕 粒のとう精度かつ色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のものとする。 なお、原麦を80%程度にとう精して判定する。	(例) A  B  C  ↓  ↓  ↓  × 粒全体が、色濃い × 粒の一部、色濃い ○ 粒全体の、色薄い

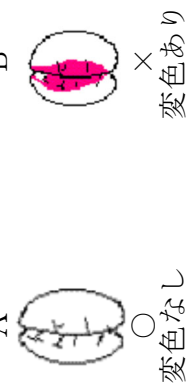
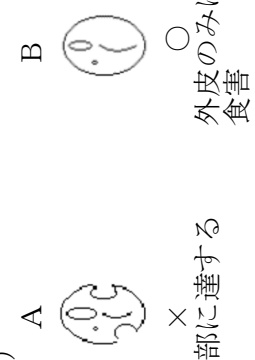
被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 図 等
ブラック・バーレイ 粒	〔定義〕 黒色又は褐色のふを有する大麦粒をいう。 〔検査基準品〕 表面の大部分が黒褐色を呈したものである。 〔判定の基準〕 表面の呈色の範囲と色の濃さが、検査基準品以上のものとする。	(例) A  色濃く、 範囲大きい × B  色薄く、 範囲大きい ○ C  色薄く、 範囲小さい ○ (参考) ・「ふ」・・・大麦粒の殻皮

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例 図 等
〈はだか麦〉 スチーリー粒	〔定義〕 ガラス質を呈し、でん粉層の大部分が灰褐色に着色したものをいう。 〔検査基準品（大麦の検査基準品を適用）〕 とう精した粒で、粒の全体がガラス質を呈し、でん粉層が灰褐色を呈したものの（飴色）である。 〔判定の基準〕 粒のとう精度、ガラス質の範囲かつ呈色の程度が、検査基準品以上のものとする。 なお、原麦を80%程度にとう精して判定する。	(例) A  →  B  →  C  →  × 色濃く、ガラス質の範囲大きい ○ 色薄く、ガラス質の範囲小さい
被害粒 (病害粒)	〔定義〕 かび又は菌等に侵され、粒の全部又は一部が赤色又は褐色若しくは黒色に変色したものをいう。 〔検査基準品（小麦の検査基準品を適用）〕 胚芽部が淡紅色に変色したものである。 〔判定の基準〕 侵されている部分の大きさと色の濃さが、検査基準品以上のものとする。	(例) A  × 色濃く、範囲大きい B  ○ 色薄く、範囲大きい C  × 粒全体に濃い呈色がある D  ○ 範囲小さい

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
(霜害粒)	【定義】 雨、霜、雪等により被害を受け、粒が不健全な色に変色し皮部の全部、又は一部がはがれているものをいう。 【検査基準品（小麦の検査基準品を適用）】 変色し、皮部の一部がはがれたものである。 【判定の基準】 粒の色と皮部のはがれの程度が、検査基準品以上のものとする。	(例) A  × 粒の変色及び皮部の破れが大きい B  ○ 皮部の破れが大きい、変色の程度が軽い C  ○ 皮部の破れが小さい、変色の程度が軽い D  ○ 粒の変色強いが、皮部の破れが小さい		
(芽くされ粒)	【定義】 胚芽部が、かび又は菌等に侵され、黒褐色又は黒色に変色したものをいう。 【検査基準品（小麦の検査基準品を適用）】 胚芽部が黒褐色に変色したものである。 【判定の基準】 胚芽部の侵されている範囲と色の濃さが、検査基準品以上のものとする。 なお、検査基準品と比較する黒変の範囲は、背部の胚芽部のみとし、腹部は対象としない。	(例) A  × 色濃く、範囲が大きい B  ○ 色薄く、範囲が大きい C  ○ 範囲が小さい		

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
(発芽粒)	【定義】 発根又は発芽しているもの及びそのこん跡のあるものをいう。 【検査基準品（小麦の検査基準品を適用）】 胚芽部の先端が破れ、穴があいたものである。 【判定の基準】 胚芽部の先端の破れの程度が、検査基準品以上のものとする。	(例)	A  × 破れの程度 大きい B  × 破れの程度 大きい C  ○ 破れの程度 小さい	
(緑色粒)	【定義】 表面又は、内部が緑色を呈したものをいう。 【検査基準品（小麦の検査基準品を適用）】 表面が緑色を呈したものである。 【判定の基準】 表面の色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のものとする。	(例)	A  × 色濃い B  × 一部色濃い C  ○ 色薄い	

被害粒等	定義、検査基準品並びに判定の基準	例	図	等
(熱損粒)	〔定義〕 熱等によって損傷を受け、でん粉層まで黄褐色、茶色又は黒色に変色したものをいう。 〔検査基準品（大麦の検査基準品を適用）〕 とう精した粒で、表面が茶褐色を呈したものである。 〔判定の基準〕 粒のとう精度と色の濃さが、呈色の範囲に関係なく、検査基準品以上のもとする。 なお、原麦を80%程度にとう精して判定する。	(例) A  × 色濃い B  × 一部色濃い C  ○ 色薄い		

被害粒等	定義、検査基準並びに判定の基準	例	図	等
＜その他＞ その他の被害粒等	【定義】 全部又は一部が、熱、菌又は天候障害等により変色、変質又変形したもので、いずれの被害粒等の定義にも該当しない粒をいう。 【検査基準品等】 これらの被害粒等は、玄米、精米、小麦、大麦及びはだか麦の被害粒等のうち、もつとも類似する検査基準品を適用して判定する。	【参考】 (小麦の腹部亀裂粒) (例)  - 亀裂のみで亀裂部分の変色していない粒は正常とし、亀裂部分が黒く変色し胚乳部までその程度が及んでいるものについては被害粒扱いとする。 (小麦の尻くされ粒) (例)  - 変色の範囲及びその色の程度が問題となるが、目安として1／3以上の変色で小麦粉に影響を及ぼすと考えられる粒は被害粒とする。 (小麦の虫害粒) (例)  - 食害が、胚乳部に達し、製品歩留に影響を及ぼすと考えられるものは、被害粒とする。		

(別紙 2)

精米とう精度等の判定方法

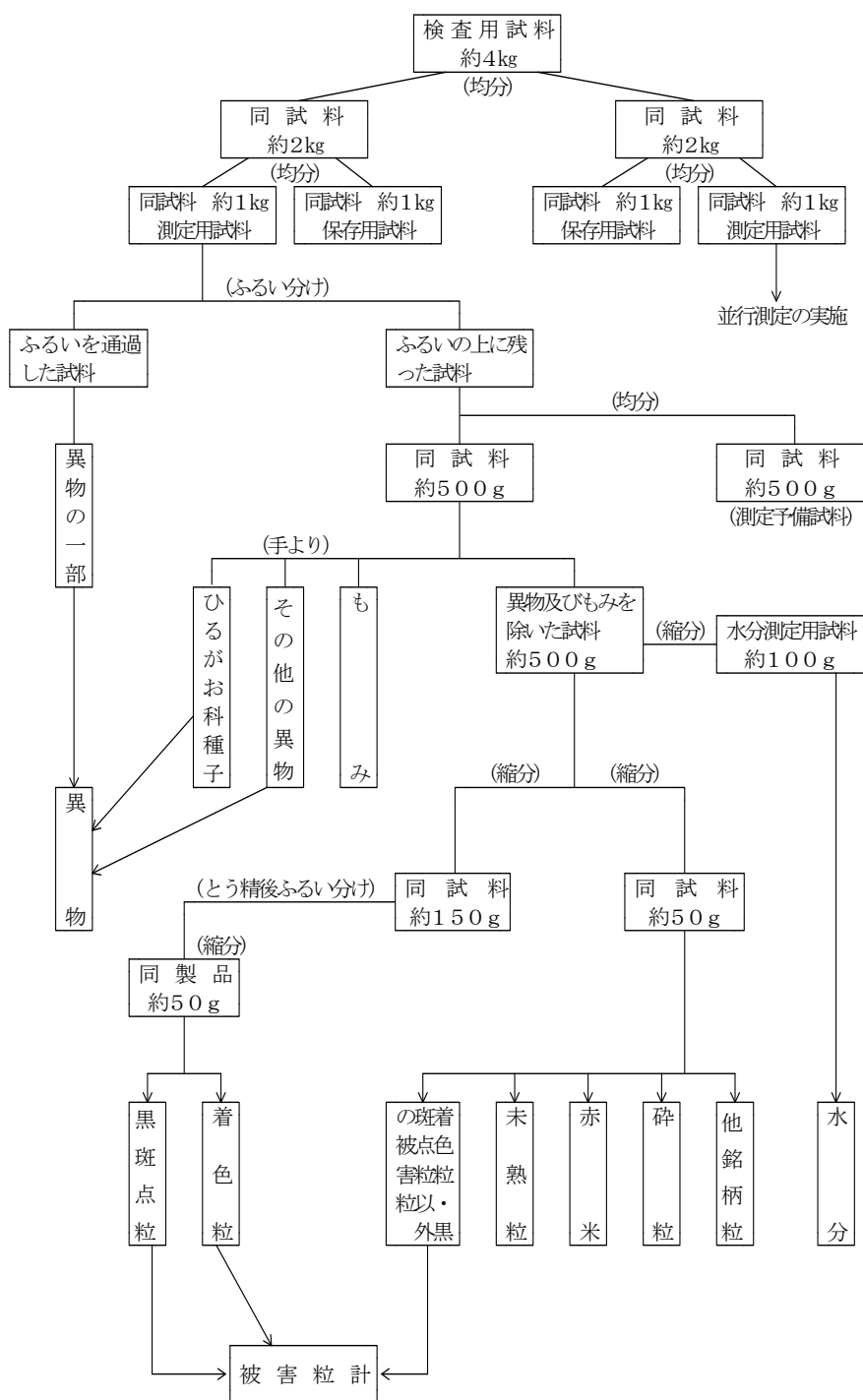
1 うるち精米、もち精米

- (1) 定義
ぬか層及び胚芽の除かれた程度をいう。(規格規程の第二の二の(三)の定義の四)
- (2) 標準品
ぬか層及び胚芽の除かれた程度の最低限度(下位限界)を現物で示したもの。
- (3) 判定基準
ぬか層及び胚芽の除かれた程度が標準品に相当する場合は合格とする。
- (4) 判定方法
検査試料を精米の標準品と比較して判定する。
なお、比較に当たっては、検査試料と標準品をそれぞれ白カルトンに並べて、外観により判定を行う。

2 うるち砕精米、もち砕精米

- (1) 定義
粒ぞろい及び色沢等並びにぬか層及び胚芽の除かれた程度をいう。(規格規程の第二の二の(三)の定義の五)
- (2) 標準品
粒ぞろい及び色沢等並びにぬか層及び胚芽の除かれた程度の最低限度(下位限界)を現物で示したもの。
- (3) 判定基準
粒ぞろい及び色沢等並びにぬか層及び胚芽の除かれた程度が標準品に相当する場合は合格とする。
- (4) 判定方法
検査試料を砕精米の標準品と比較して判定する。
なお、比較に当たっては、検査試料と標準品をそれぞれ白カルトンに並べて、外観により判定を行う。

図1 玄米の品位の検査手順図



1 玄米

(1) 検査の順序

玄米は品位の検査手順図(図1)に従い、2名の農産物検査員が並行測定を行い、規格規程に基づき鑑定するものとする。

(2) 検査用試料の準備

標準抽出方法(平成13年3月22日農林水産省告示第443号。以下「抽出方法」という。))により採取した検査用試料(約4キログラム)は、均分作業を2回行い、測定用試料約1キログラムを2点と保存用試料約1キログラムを2点に分離する。

(3) 異物

ア 測定用試料を正確に秤量し、秤量後、1号ふるい（針金25番線ふるい目の開き1.7ミリメートルのふるい）を使用してふるい分けする。

イ アのふるい下を正確に秤量し、測定用試料に対する重量比(%)を算出(規格規程の数値の2位下の数値を切捨て、1位下の桁まで求める。以下、同じ。)する。

ウ アのふるいの上に残った試料を均分し、1点を測定用試料、もう1点を測定予備試料とし、測定用試料を正確に秤量する。

エ 秤量後、測定用試料からひるがお科植物種子を手よりの上、秤量し、測定用試料に対する重量比(%)を算出する。

また、異物計の算出にあたり、更にその他の異物（もみ及びもみ以外の米粒を除く。）を選別し、これにひるがお科植物種子を加えて一括秤量し、測定用試料に対する重量比（%）を算出する。

オ 異物計は、イの1号ふるい下とエのひるがお科植物種子及びその他の異物の重量比(%)の合計とする。

(4) もみの取扱い

もみについては、植物防疫法(昭和25年法律第151号)により台湾及び朝鮮半島で生産された米穀を除き混入してはならないこととされている。

このため、規格規程の品位に規定はないが、当分の間、植物検疫終了後に農産物検査でもみの混入が確認された場合は、重量比(%)の測定を行い、検査証明書の備考欄に混入率(%)を付す(小数点以下第1位まで(第2位以下は切り捨てる。))こととする。

(5) 水分及び被害粒等

ア 試料の調製

(3)のエのひるがお科植物種子、その他異物及びもみを取り除いた試料を、水分測定用(約100グラム)、着色粒・黒斑点粒等測定用(約150グラム)、その他の被害粒等測定用(約50グラム)に縮分する。

イ 水分

水分は、標準計測方法に基づき測定する。

ウ 着色粒・黒斑点粒等

(ア) 着色粒・黒斑点粒等測定用試料を正確に秤量し、試験用とう精機により別に定める標準品程度にとう精し、1号ふるいによりふるい分けする。

(イ) ふるい上に残った試料を約50グラムに縮分した上で秤量し、着色粒、黒斑点粒をそれぞれ選別する。

(ウ) 選別後、着色粒を秤量し、重量比(%)を算出する。

また、被害粒計の算出に当たり、着色粒及び黒斑点粒を一括秤量し、供試試料に対する重量比(%)を算出する。

エ その他の被害粒等

その他の被害粒等測定用試料を正確に秤量し、未熟粒、赤米、碎粒、他銘柄粒及び着色粒・黒斑点粒以外の被害粒のそれぞれを手よりの上、秤量し、重量比(%)を求める。

なお、砕粒とは、無作為に完全粒を30粒選び、各粒の長さミリメートル以下第2位まで測定して平均値を算出し、その平均値の2/3(ミリメートル以下第2位を切り捨て、ミリメートル以下第1位まで算出する。)以下の長さの米粒をいう。

才 被害粒計の算出

被害粒計は、ウの着色粒及び黒斑点粒を一括秤量し求めた重量比(%)とエの着色粒・黒斑点粒以外の被害粒の重量比(%)を合計する。

(6) 適用

種類、銘柄の違いにより規格規程に規定のない品位項目は、測定を行う必要はない。

```

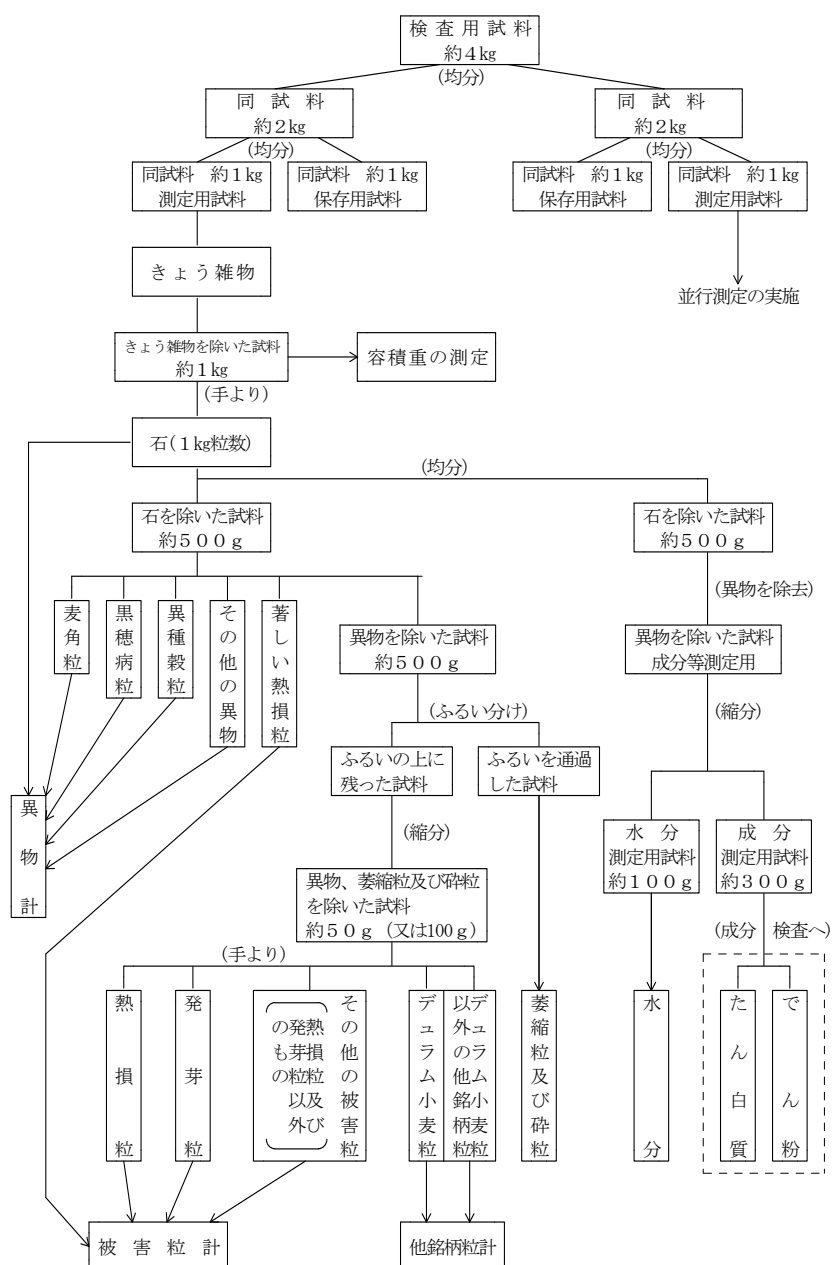
graph TD
    A[検査用試料  
約4kg  
(均分)] --> B[同試料  
約2kg  
(均分)]
    A --> C[同試料  
約2kg  
(均分)]
    B --> D[同試料 約1kg  
測定用試料]
    B --> E[同試料 約1kg  
保存用試料]
    C --> F[同試料 約1kg  
保存用試料]
    C --> G[同試料 約1kg  
測定用試料]
    D --> H[ふるい分け]
    E --> I[ふるいの上に残った試料  
約1kg]
    F --> J[ふるいの上に残った試料  
約1kg]
    G --> K[並行測定の実施]
    I --> L[手より]
    J --> L
    L --> M[石  
1kg  
粒数]
    L --> N[種子  
1kg  
粒数]
    L --> O[もみ]
    L --> P[石、種子、もみ  
を除いた試料]
    P --> Q[均分]
    Q --> R[石、種子、もみ  
を除いた試料  
約500g]
    Q --> S[石、種子、もみ  
を除いた試料  
約500g  
(測定予備試料)]
    R --> T[手より]
    T --> U[ひるがお科種子]
    T --> V[その他の異物]
    T --> W[異物及びもみを  
除いた試料  
約500g]
    W --> X[縮分]
    X --> Y[水分測定  
用試料  
約100g]
    X --> Z[とう精度  
測定用試料  
約100g]
    W --> AA[ふるい分け]
    AA --> AB[ふるいの上に残った試料]
    AA --> AC[小砕粒  
ふるい下]
    AB --> AD[縮分]
    AD --> AE[同試料  
約50g]
    AE --> AF[着色粒]
    AE --> AG[の着被害粒  
以外]
    AE --> AH[赤条米]
    AE --> AI[白墨質粒]
    AE --> AJ[大砕粒]
    AE --> AK[他銘柄粒]
    AF --> AL[被害粒計]
    AG --> AL
  
```

```

graph TD
    A[検査用試料  
約 4 kg  
(均分)] --> B[同 試 料  
約 2 kg  
(均分)]
    A --> C[同 試 料  
約 2 kg  
(均分)]
    B --> D[同試料 約 1 kg  
測定用試料]
    B --> E[同試料 約 1 kg  
保存用試料]
    C --> F[同試料 約 1 kg  
保存用試料]
    C --> G[同試料 約 1 kg  
測定用試料]
    G --> H[並行測定の実施]
    D --> I(( ))
    H --> I
    I --> J[ふるい分け]
    J --> K[ふるいの上に残った試料  
約 1 kg  
(均分)]
    J --> L[ふるいを通過したもの  
C3]
    K --> M[同 試 料  
約 500 g  
(測定予備試料)]
    K --> N[同 試 料  
約 500 g]
    N --> O[手より]
    O --> P[異物を除いた試料  
約 500 g]
    O --> Q[ひるがお科植物種子]
    O --> R[その他の異物]
    P --> S[縮分]
    S --> T[約 100 g]
    S --> U[ふるい分け]
    T --> V[水分  
測定用試料]
    T --> W[外観・とう精度  
測定用試料]
    U --> X[ふるいの上に残った試料]
    U --> Y[ふるいを通過した試料  
C1]
    X --> Z[縮分]
    Z --> AA[同 試 料  
約 50 g]
    AA --> AB[着  
色  
粒]
    AA --> AC[砕  
粒]
    AA --> AD[うるち  
精米粒]
    AA --> AE[完  
全  
粒]
    Y --> AF[異物計]
    Q --> AF
    R --> AF
    AF --> AG[異物及びC3  
計]
    W --> AH[水分]
    
```

- (7) 適用
種類、銘柄の違いにより規格規程に規定のない品位項目は、測定を行う必要はない。

図4 食糧小麦の品位の検査手順図



(5) 異物等

ア 石

(7) ③のきょう雑物を除去した試料を正確に秤量し、秤量後、供試試料から石(石炭、鉱物、コンクリート片、金属片等を含む。)を選別し、1キログラム当たりの個数を数える。

なお、指で圧して粉状となるものは石として扱わない。

また、石炭は平均的な大きさの小麦粒の重量を基準として換算した個数とする。(平均的な大きさの小麦粒の重量は、健全粒30粒を手よりの上、秤量(グラム以下2位まで測定)し、30で除して1粒当たりの重量(グラム以下3位を切り捨て、グラム以下2位まで算出する。)とする。

(イ) 異物計の算出に当たり石を秤量し、重量比(%)を算出する。

イ 著しい熱損粒、麦角粒、黒穂病粒、異種穀粒及び異物計

(ア) アの石を除いた試料を均分し、1点を品位測定用試料、もう1点を水分及び成分測定用試料とし、品位測定用試料を正確に秤量する。

(イ) 秤量後、著しい熱損粒、麦角粒(麦角菌胞子の固まりも同じ。)、黒穂病粒(黒穂病胞子の固まりも同じ。)、異種穀粒及びその他の異物をそれぞれ選別する。

(ウ) 選別後、著しい熱損粒、麦角粒、黒穂病粒、異種穀粒をそれぞれ秤量し、供試試料に対する重量比(%)を求める。

(イ) 異物計は、(イ)の麦角粒、黒穂病粒及び異種穀粒にその他の異物を加えて一括秤量し、供試試料に対する重量比(%)を求め、それにアで求めた石の重量比(%)を加えて算出する。

(6) 被害粒等

ア 萎縮粒及び碎粒

(ア) (5)の異物等を除いた試料を長さ9.5ミリメートル幅1.6ミリメートルの縦目ふるいを用いてふるい分けする。

(イ) (ア) のふるいを通過したもの(ふるい下)を萎縮粒及び碎粒として秤量し、供試試料に対する重量比(%)を求める。

イ 熱損粒、発芽粒及びその他の被害粒

(ア) アのふるいの上に残った試料を約50グラム(規格規程の数値が小数点以下第1位まで規定されている場合は約100グラムとする。)に縮分し、正確に秤量する。

(イ) 秤量後、供試試料から著しい熱損粒を除く被害粒（小麦粒又は異種穀粒で、昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によって損害を受けた穀粒。）を熱損粒、発芽粒及びその他の被害粒に分けて選別する。

(ウ) 選別後、熱損粒及び発芽粒をそれぞれ秤量し、供試試料に対する重量比(%)を算出する。

(I) 被害粒計は、(I)で選別した熱損粒、発芽粒及びその他の被害粒を一括秤量し、供試試料に対する重量比(%)を求め、その重量比(%)に(5)のIで求めた著しい熱損粒の重量比(%)を加えて算出する。

また、熱損粒計は、(ウ)で算出した熱損粒の重量比(%)と(5)のイの(ウ)で算出した著しい熱損粒の重量比(%)を合計する。

なお、胚芽部のみが蝕害を受けた小麦粒は、健全粒とみなし、被害粒としない。

ウ 他銘柄粒

(7) イの供試試料からデュラム小麦粒及びデュラム小麦粒以外の他銘柄粒をそれぞれ選別の上、デュラム小麦粒を秤量し、供試試料に対する重量比(%)を算出する。

(イ) 他銘柄粒計は、(ア)で選別したデュラム小麦粒及びデュラム小麦粒以外他銘柄粒を一括秤量し、供試試料に対する重量比(%)を算出する。

4 小麦

(1) 検査の順序

食糧小麦は品位の検査手順図(図4)、飼料小麦は品位の検査手順図(図5)にそれぞれ従い、2名の農産物検査員が並行測定を行い、規格規程に基づき鑑定するものとする。

(2) 検査用試料の準備

1の(2)の玄米の検査用試料の準備と同様とする。

(3) きょう雑物

測定用試料を正確に秤量の上、標準計測方法により測定する。

(4) 容積重

(3)のきょう雑物を除去した試料は、標準計測方法により測定する。

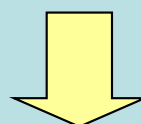
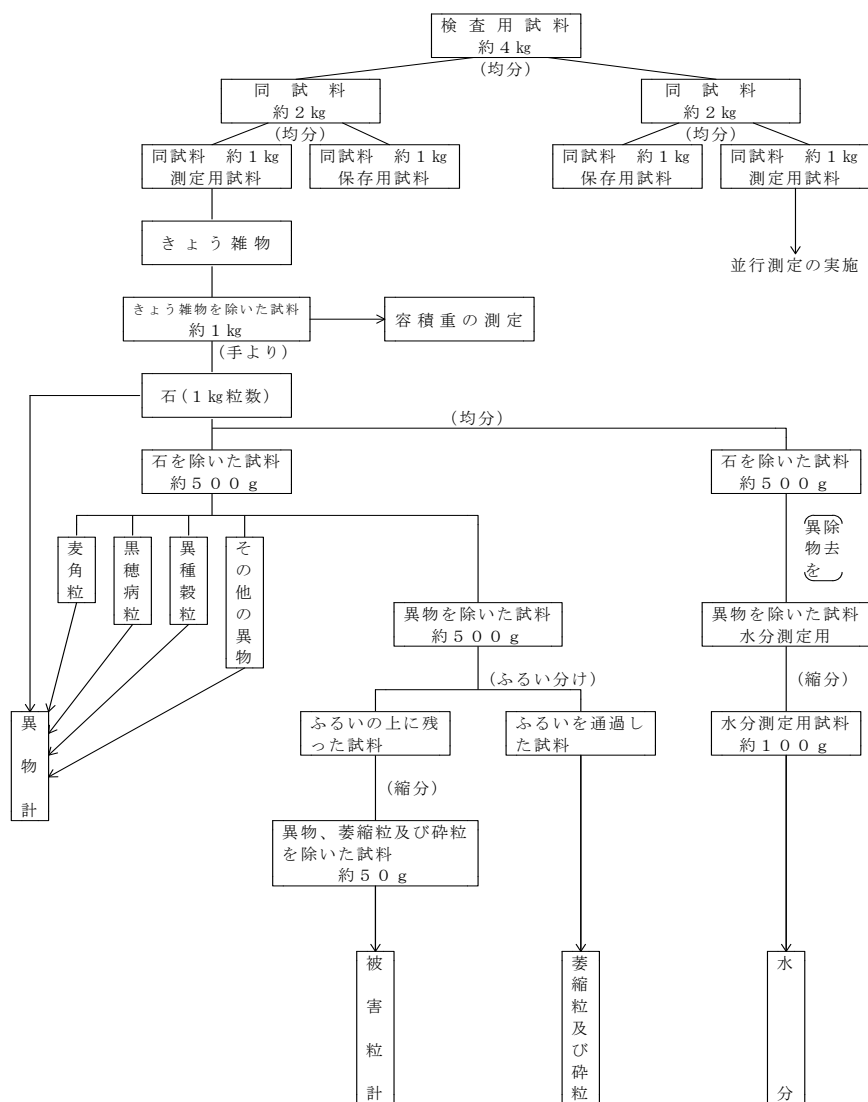


図5 飼料小麦の品位の検査手順図

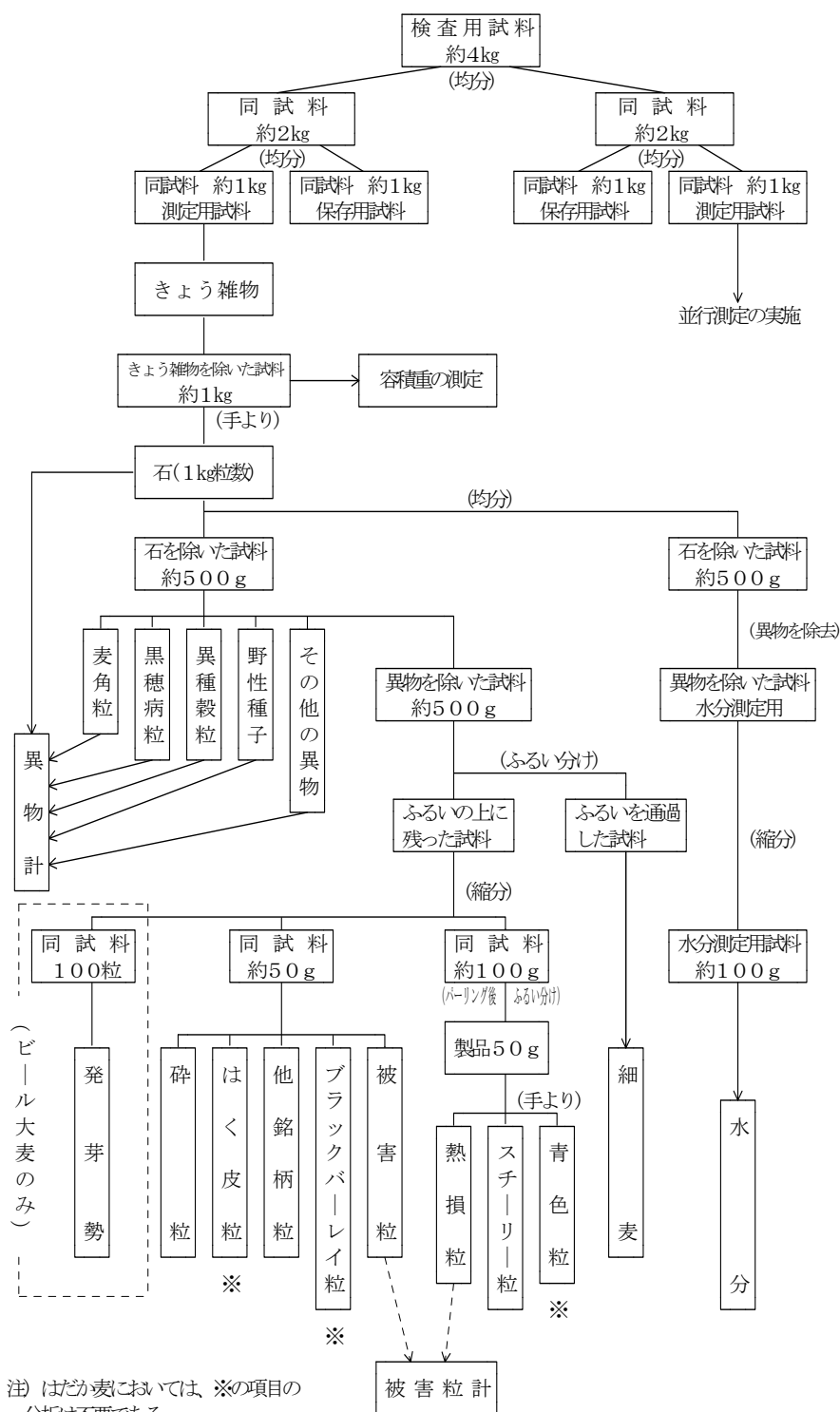


(7) 成分測定用等試料の調製
品位等検査に引き続き成分検査(たんぱく質及びでん粉の測定)を行う場合は、(5)の手順に準じて水分及び成分測定用(異物を除く。)試料約500グラムを調製する。(異物を秤量する必要はない。)
このうち、約300グラムを成分測定用試料とし、約100グラムを水分測定用試料とする。

(8) 水分
水分は、標準計測方法による。

(9) 適用
種類、銘柄の違いにより規格規程に規定のない品位項目は、測定を行う必要はない。

図6 食糧大麦、ビール大麦及びはぎか麦の品位の検査手順図



注) はたか麦においては、※の項目の分析は不要である。

5 大麦

(1) 検査の順序

食糧大麦、ビール大麦及びはだか麦は品位の検査手順図(図6)、飼料大麦は品位の検査手順図(図7)にそれぞれ従い、2名の農産物検査員が並行測定を行い、規格規程に基づき鑑定するものとする。

(2) 検査用試料の準備

1の(2)の玄米の検査用試料の準備と同様とする。

(3) きょう雑物

測定用試料を正確に秤量の上、標準計測方法により測定する。

(4) 容積重

(3)のきょう雑物を除去した試料は、標準計測方法により測定する。

(5) 異物

ア 石

(ア) (3)のきょう雑物を除去した試料を正確に秤量し、秤量後、供試試料から石(石炭、鉱物、コンクリート片、金属片等を含む。)を選別し、1キログラム当たりの個数を数える。

なお、指で圧して粉状となるものは石として扱
わない。

また、石炭は平均的な大きさの大麦粒の重量を基準として換算した個数とする。(平均的な大きさの大麦粒の重量は、健全粒30粒を手よりの上、秤量(グラム以下2位まで測定)し、30で除して1粒当たりの重量(グラム以下3位)を切り捨て、グラム以下2位まで算出する。)とする。

(イ) 異物計の算出に当たり石を秤量し、重量比(%)を算出する。

イ 麦角粒、黒穂病粒、野生種子、異種穀粒及び異物計

(7) アの石を除いた試料を均分し、1点を品位測定用試料、もう1点を水分測定用試料とし、品位測定用試料を正確に秤量する。

(イ) 秤量後、麦角粒(麦角菌胞子の固まりも同じ。)、黒穂病粒(黒穂病胞子の固まりも同じ。)
野生種子、異種穀粒及びその他の異物をそれぞれ選別する。

(ウ) 選別後、麦角粒、黒穂病粒、野生種子及び異種穀粒をそれぞれ秤量し、供試試料に対する重量比(%)を求める。

(I) 異物計は、(I)の麦角粒、黒穂病粒、野生種子、異種穀粒及びその他の異物を一括秤量し、供試試料に対する重量比(%)を求め、それにアで求めた石の重量比(%)を加えて算出する。

(6) 被害粒等

ア 細麦

(ア) (5)の異物を除いた試料を、規格規程に規定する縦目ふるいを用いてふるい分けする。

(イ) ふるいを通過したもの(ふるい下)を細麦とし、秤量の上、供試試料に対する重量比(%)を求める。

イ 熱損粒、スチーリー粒及び青色粒

(ア) アの細麦を除いた試料から約100グラムに縮分し、とう精機(大型)で大麦粒のアリューロン層を除去する。

この場合のとう精度は、別に定める検査基準品のうち熱損粒の程度(80%程度)とする。

(イ) とう精後、針金25番線のふるい目の開き2.0ミリメートルのふるいを使用してふるい分けする。

(ウ) ふるいの上に残った試料を約50グラムに縮分し、正確に秤量する。

(I) 縮分後、熱損粒、スチーリー粒及び青色粒を選別して、それぞれ秤量し、供試試料に対する重量比(%)を算出する。

ウ 被害粒

(ア) アの細麦を除いた試料から約50グラムに縮分し、正確に秤量する。

秤量後、被害粒(大麦粒又は異種穀粒で、昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によって損害を受けた穀粒。)を選別して秤量し、供試試料に対する重量比(%)を算出する。

(イ) 被害粒計は、(ア)の被害粒の重量比(%)と、イで算出した熱損粒の重量比(%)を合計する。
ただし、被害粒の重量比(%)より熱損粒の重量比(%)が大きい場合には、熱損粒の重量比(%)をもって被害粒計とする。

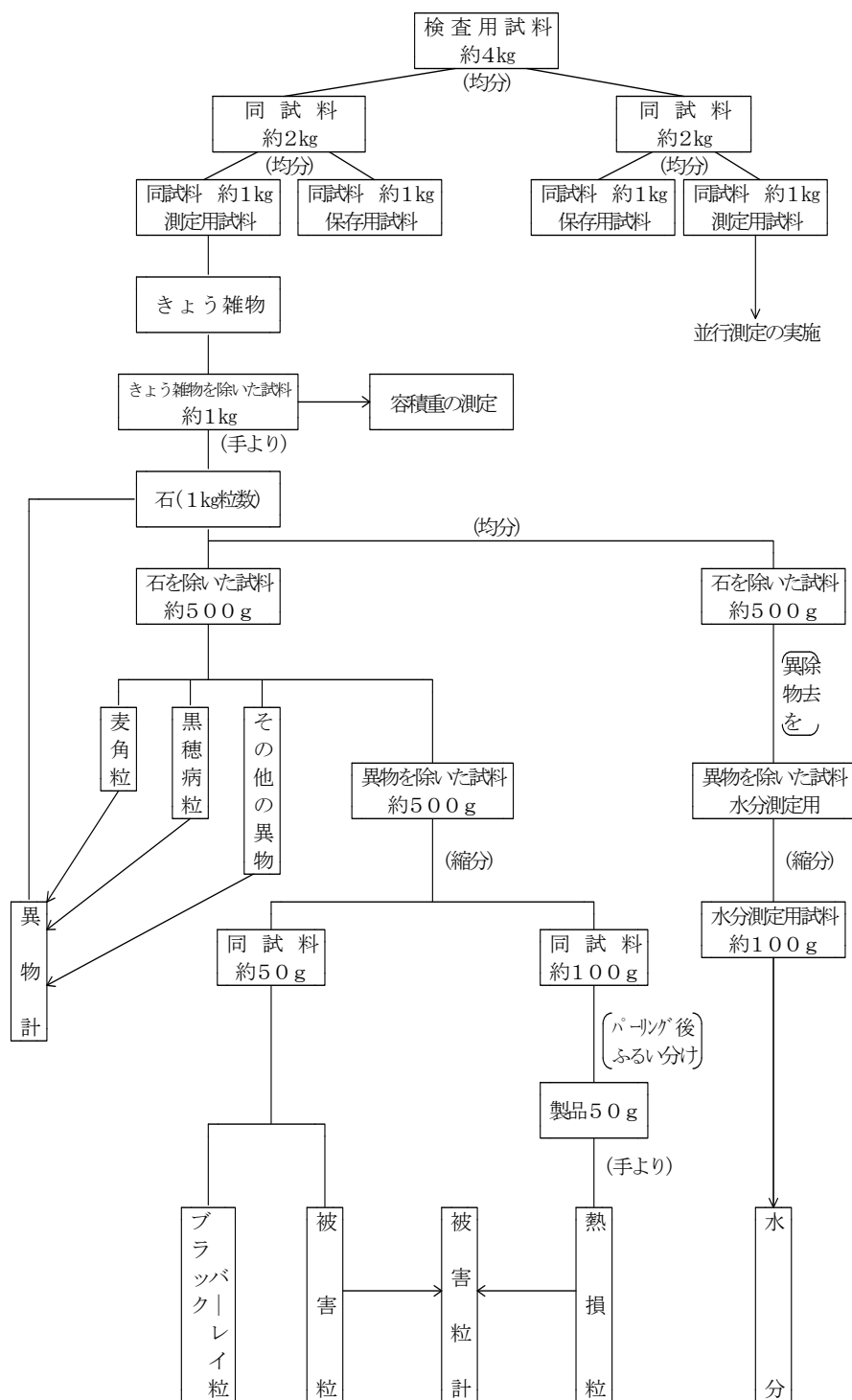
エ 砕粒、はく皮粒、他銘柄粒及びブラックバーレーイ粒

(ア) ウで被害粒の測定に使用した試料を用い、砕粒、はく皮粒、他銘柄粒及びブラックバーレーイ粒を選別して秤量する。

(イ) 秤量後、供試試料(ウの(ア)で秤量した供試試料)に対する重量比(%)を算出する。

(ウ) 規格規程の「はく皮粒及び砕粒」及び「他銘柄粒及びブラックバーレー粒計」は、それぞれ選別して一括秤量し、供試試料に対する重量比(%)を算出する。

図7 飼料大麦の品位の検査手順図



(7) 発芽勢
ビール大麦については、(6)のアで細麦を除いた試料から健全粒100粒を選別して、標準計測方法により発芽勢を測定する。

(8) 水分測定用試料の調製
(5)に準じて水分測定用(異物を除く)試料約100グラムを調製する。(異物を秤量する必要はない。)

(9) 水分
水分は、標準計測方法に基づき測定する。

(10) 適用
種類、銘柄の違いにより規格規程に規定のない品位項目は、測定を行う必要はない。

手順 4 検査証明等に関する手続

1 検査証明書の作成と交付

農産物検査を行った場合は、次により速やかに検査証明書を作成し、受検者に交付するものとする。

- (1) 検査証明書は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）の別記様式二号により検査荷口（合併検査荷口を含む。）別に作成する。
- (2) 食糧用輸入麦及び飼料用輸入麦の特別売買契約の検査において、複数の契約に相当する農産物をあわせて検査した場合は、同一内容の検査証明書を契約の数毎に発行するものとする。
この場合、検査証明書の数量欄には、それぞれの契約に相当する数量（数量の比例按分が行われた場合は按分結果の数量）を記載する。
- (3) 登録検査機関は、検査証明書を交付したときは、その控えを保存し、関係者からのクレーム等に速やかに対応できるよう対処するものとする。

2 検査証明書の記載内容

別記様式第二号（第十条関係）
第 号

検査証明書

検査請求者
住 所
氏名又は名称 ①

1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項 ②

2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所在地	包装	数 量		検査年月日		
		袋数（端袋）	正味重量	年	月	日から日まで
		③	M/T			
計						

3 検査成績

(1) 種類及び銘柄

項目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類	④		
銘柄			

(2) 包装及び量目

包装			量 目		
検査請求書記載の種類	査定結果	判定	正味	（風袋）	判定
		⑤	kg	kg	
			・	・	
			・	・	

(3) 品 位

項目	規格	検査結果		
		算定値の平均	検査値	判定
		⑥		
決定等級				
備考				

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

① 検査請求者の「住所、氏名及び名称」欄は、検査請求書に記載されている政府契約の受託者又は売渡人の住所、氏名及び名称を記載する。

② 「船舶名、輸入港名、入港年月日及びその他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項」欄は、当該輸入農産物を特定するために必要な船舶名、輸入港名（臨海地域外の保税倉庫等で検査を実施する場合は、当該倉庫等の名称を（ ）書きする。）、船舶の入港年月日及び政府契約の契約番号を明記するものとする。

（留意事項1）

検査請求書及び輸入米麦買入委託契約書、輸入米特別売買契約書、食糧用輸入麦特別売買契約書並びに飼料用輸入麦特別売買契約書（以下「契約書」という。）並びに手順1補足事項の(2)から(6)の書類等（以下「船積書類等」という。）と照合の上、記入する。

また、内航船等による回送の場合（沖縄を含む。）は、次により記入する。

ア 「船舶名」
本船名を記入する。

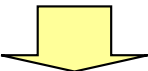
イ 「輸入港名」
内航船等による本船からの回送の場合は、内航船等の回送港を記入の上本船の輸入港を（ ）書きで記入する。

ウ 「入港年月日」
内航船等の入港年月日を記入し、本船の入港年月日を（ ）書きで記入する。

なお、内航船等により本船からの回送が数日間にわたる場合は、内航船等の初日の入港年月日を記入する。

エ 「その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項」
契約書の契約番号等を記入する。

③ 「検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日」欄
ア 「所在地」欄は、検査を行った農産物の臨海地域等での保管場所（倉庫名、サイロ名等）を記載する。
イ 「包装」欄は、船積書類等により、ばらもの、袋ものの場合その種類がわかるように記載する。
ウ 「数量」欄は、数量証明書等により記載する。
端量袋があった場合には、別に記載する。
エ 「検査年月日」欄は、検査試料採取開始から検査試料採取終了までの期間を記載する。
オ 「計」欄は、当該検査証明書に係る総袋数、総数量を記載する。



(留意事項 2)

- ア 「所在地」欄は、検査を行った農産物の臨海地域等での保管場所（倉庫名、サイロ名等）を記載する。
- イ 「包装」欄は、船積書類等により、ばらもの、袋ものの場合その種類がわかるように「ばらもの」と「袋もの」とに区別して記載する。
- (ア) 純ばらの場合は「ばら」と記入する。
- (イ) フレキシブルコンテナ(以下「フレコン」という。)の場合、「ばら(フレコン)」と記入する。
- (ウ) 袋詰めの場合は包装の種類に応じて「樹脂袋」又は「麻袋」と記入する。
- なお、「樹脂袋」及び「麻袋」以外の袋詰めの場合は、検査請求書及び契約書並びに船積書類等を参考に包装名を記入する。
- ウ 「数量」欄は、数量証明書等により記載する。
- 端量袋があった場合には、別に記載する。
- (ア) 「袋数(端袋)」欄
- ア 「ばら」のものは、空白にせず「ー」を記入する。
- なお、フレコンの場合は、手順2の第4に規定する数量証明書等により確認した個数を記入する。
- b 「袋詰め」のものは、数量証明書等により確認した個数を記入する。
- また、端量袋があった場合は、端量袋の数量を袋数を記入した一段下の欄に（ ）書きで記入する。
- (イ) 「正味重量」欄
- ア ばらの場合
- 数量証明書等により確認した数量を記入する。
- なお、単位はM/Tで、1キログラム単位まで表示する。
- (例) 60トンの場合
60.000M/T
- b 袋詰めの場合
- 数量証明書等により確認した数量を記入する。
- なお、単位はM/Tで、100グラム単位まで表示する。
- (例) 60トンの場合
60.000.0M/T
60.0000M/T
60.0000M/T 等
- エ 「検査年月日」欄は、検査試料採取開始から検査試料採取終了までの期間を記載する。
- オ 「計」欄は、「数量」欄の「袋数(端袋)」欄の合計及び「正味重量」欄の合計を記入する。
- カ 「余白」欄
- 該当事項を記入しても、なお、余白が生じた場合は、余白の右上から左下の空欄にかけて斜線を引くものとする。

④ 検査成績

- ア 「種類及び銘柄」及び「包装及び量目」欄は、検査請求書に記載された「種類及び銘柄」及び「包装及び量目」を転記の上、鑑定方法に基づき査定結果と判定(適、不適の別)を記載する。
- イ 「品位」欄は、「項目」、「規格」、「検査結果」(「算定値の平均」、「検定値」及び「判定適、不適の別」)を記載する。

(留意事項 3)

- 検査成績の「種類及び銘柄」欄の記入
- ア 「検査請求書記載の種類及び銘柄」欄
- 検査請求書に記載された種類及び銘柄を記入する。
- イ 「検査結果」欄
- (ア) 「査定結果」欄
- 検査請求書及び契約書並びに船積書類等をもとに、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。)に定める種類及び銘柄を記入する。
- なお、規格規程にない銘柄等の場合は、銘柄等を（ ）書きで記入する。
- (イ) 「判定」欄
- 種類及び銘柄については、手順3の第1による判定結果を、種類及び銘柄のそれぞれについて合致していれば「適」、合致していなければ「不適」と記入する。
- なお、「査定結果」欄に（ ）書きで記入した銘柄についても同様に、「適」・「不適」を記入する。

(留意事項 4)

査定結果欄の記載例及び留意事項

1 種類欄の留意事項

- 食糧小麦について、規格規程の種類(食糧小麦、飼料小麦)と輸入麦買入委託契約における用途(食糧用、飼料用)とは異なる。
- 記入に当たっては、規格規程に基づき記入する。

2 銘柄欄の記入例及び留意事項

<精 米>

- ・規格規程にない銘柄で検査請求書及び契約書並びに船積書類等で特定できる場合

○ ベトナム産うるち精米長粒種の場合

- ・ベトナム産……(ベトナム産)

○ アメリカ産うるち精米中粒種の場合

- ・アメリカ産……(アメリカ産)

<小 麦>

- ・食糧小麦については、輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦の特別売買契約において粗たん白の含有率により区分をしている銘柄がある。その場合は、銘柄の次に粗たん白の含有率を（ ）書きする。

○ 食糧小麦

- ・アメリカ産(ダーク)・ノーザン・スプリング……アメリカ産(ダーク)・ノーザン・スプリング(14.0 % もの)、(13.0 % もの)

※アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング及びアメリカ産ノーザン・スプリングについては、輸入麦買入委託契約上、どちらでもよいものとされており、実態として当該両銘柄が混載されていることが多い。

また、同一積来船においても輸出国の検査証明書が複数添付され、その記載が様々なことから、ダーク・ノーザン・スプリングかノーザン・スプリングかの特定が難しいため、上記の様に記載する。

(参考) 硝子率75%以上 ダーク・ノーザン・スプリング

硝子率75%未満 ノーザン・スプリング

- ・アメリカ産 ハード・レッド・ウィンター……アメリカ産 ハード・レッド・ウィンター(13.0 % もの)、(セミ・ハード)

- ・アメリカ産 ハード・アンバー・デュラム……アメリカ産 ハード・アンバー・デュラム(13.0 % もの)

- ・カナダ産 ウェスタン・レッド・スプリング……カナダ産 ウェスタン・レッド・スプリング(13.5 % もの)、(12.5 % もの)

- ・オーストラリア産 プライム・ハード……オーストラリア産 プライム・ハード(14.0 % もの)、(13.0 % もの)

<飼料小麦・飼料大麦>

- ・飼料小麦及び飼料大麦については、銘柄の設定がないので、検査請求書及び契約書並びに船積書類等で確認した産地国を付し（ ）書きで記入する。

○ 飼料小麦……(アメリカ産飼料用小麦)

(カナダ産飼料用小麦)

(オーストラリア産飼料用小麦)

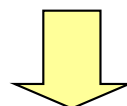
○ 飼料大麦……(アメリカ産飼料用大麦)

(カナダ産飼料用小麦)

(オーストラリア産飼料用大麦)

⑤ 「品位」欄の記載内容

- ア 「規格」欄は、規格規程の決定等級の数値を記載する。
- イ 「算定値の平均」及び「検定値」欄は、検定値(最終的な決定値)と決定値の算出に使用した算定値の平均値を品位項目ごとに記載する。
- ウ 「判定(適、不適の別)」は、決定等級が規格外となる場合についてのみ判定結果を記載する。
- この場合「規格」欄は、当該農産物の規格規程の最低等級の数値を記載する。
- エ 「決定等級」欄は、判定した格付け等級を記載する。
- オ 「備考」欄は、国内流通上必要な特記事項を記載する。
- なお、玄米及び精米(砕精米を除く。)の検査の結果、もみの混入があった場合はその混入率を記載する。



(留意事項 5)

検査成績の「包装及び量目」欄の記入

小麦、大麦及びはだか麦の場合は、規格規程に「量目」及び「荷造り及び包装」の項目がないため、(留意事項 2) のかに準じ斜線を引くものとする。

なお、玄米及び精米の場合は次のとおり記入する。

ア 「包装」欄

(7) 「検査請求書記載の種類」

a 規格規程に定めのないものは、「－」と記入する。

b 玄米及び精米で、袋詰めをされたもの場合は、検査請求書に記載してある包装の種類を記入する。

(4) 「査定結果」欄

a 規格規程に定めのないものは、「－」と記入する。

b 玄米及び精米で、袋詰めをされたもの場合は、検査請求書及び契約書並びに船積書類等をもとに、規格規程に定める包装の種類を「樹脂袋」及び「麻袋」の別に記入する。

(9) 「判定」欄

a 規格規程に定めのないものは、「－」と記入する。

b 玄米及び精米の包装について手順 2 に基づき、規格規程に定める包装に合致しているかどうか判定し、合致していれば「適」、合致していなければ「不適」と記入する。

イ 「量目」

(7) 「正味」欄

a 規格規程に定めのないものは、「－」と記入する。

b 手順 2 に基づき算出した平均正味重量を記入する。

(4) 「(風袋)」欄

a 規格規程に定めのないものは、「－」と記入する。

b 手順 2 に基づき算出した平均風袋重量を記入する。

(9) 「判定」

a 規格規程に定めのないものは、「－」と記入する。

b 手順 2 に基づき判定した結果を、「適」、「不適」で記入する。

ウ 「余白」欄

当該事項を記入しても、なお余白が生じた場合は、留意事項 2 のかに準じ斜線を引くものとする。

(留意事項 6)

検査成績の「品位」欄の記入

ア 欄外左上の(3)品位の右側に、規格規程に基づき適用する規格を()書きする。

なお、輸入米麦の買入委託契約のグローバルテンダー方式による買入の場合、当該契約で適用規格が指定されている場合はその規格を()書きで記入する。

(例) 適用規格(規格規程の第二の二の(三)のハの(ト))

イ 「項目」欄

該当する品位規格の検査項目を記入する。

なお、様式がすでに印刷されている場合で、該当しない品位規格の項目が記載されていても差し支えない。(斜線で抹消する必要はない。)

ウ 「規格」欄

石炭については、「実用上支障ないもの」と記入する。

(7) 品位規格数値の左側にその数値が「最高限度」を示すのか「最低限度」を示すのか記入する。

(記入例) カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング			
項 目	規 格	(略)	
容積重(㎏/㍒)	最低限度 74	(略)	

(4) 様式がすでに印刷されており、該当しない品位規格の項目がある場合は、「－」を記入する。

エ 「算定値の平均」欄

(7) 手順 3 に基づき算出した算定値の平均を検査項目ごとに記入する。

なお、石炭については、手順 3 に基づき出した算定値の平均を個数で記入する。

(4) 全く混入のない場合には、「なし」と記入する。

(9) 該当のない品位規格の項目は、「－」を記入する。

オ 「検定値」欄

(7) 手順 3 により算出した検定値を記入する。

なお、石炭については、2 箇以下の場合は「支障なし」と記入し、3 箇以上の場合は「支障あり」と記入する。

(4) 全く混入のない場合には、「なし」と記入する。

(9) 該当のない品位規格の項目は、「－」を記入する。

カ 「判定」欄

(7) 石炭については、「検定値」欄に「支障なし」と記入したものは空欄(「適」の場合)とし、「支障あり」と記入したものは「不適」と記入する。

(4) 該当のない品位規格の検査項目の「判定」欄は、「－」を記入する。

キ 「余白」欄

当該事項を記入しても、なお余白が生じた場合は、留意事項 2 のかに準じ斜線を引くものとする。

ク 「備考」欄

(7) 規格外となった場合は、その理由を簡潔に記入する。

(4) 「もみ」の混入がみられた場合は、混入率を記入する。

(留意事項 7)

「検査証明書発行年月日」欄の記入

検査証明書発行年月日とする。

(留意事項 8)

食糧用輸入麦の特別売買契約区分Ⅱに係る複数船舶を使用した農産物検査を手順 2 の第 3 の 5 により、受検する各船舶により積載したコンテナを 1 つの検査荷口とした場合の検査証明書は、1 枚で発行することとする。(別紙記載参考例 6 参照)

この場合、検査証明書の船舶名、船舶の入港年月日欄には「別紙のとおり」とし、別紙に船舶名、船舶の入港年月日等を記載し、正味数量については検量証明書の数量を記入することとする。(別紙記載例 6 参照)

（参考例 1 うるち精米中粒種 アメリカ産加州米で規格外の場合）

別記様式第二号（第十条関係）
第 〇〇号

検査証明書
検査請求者
住 所 東京都〇〇区〇〇
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇朗

1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
船舶名：〇〇〇〇、輸入港名：東京港、入港年月日：令和〇年〇月〇日、
契約番号：〔 令和〇年〇月〇日 委契米（20）第 R〇〇号 〕

2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所在地	包装	数	量		検査年月日	
			袋数（端袋）	正味重量 M/T	年 月 日	年 月 日
〇〇〇倉庫	樹脂袋	1,000袋	30.100.0	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日		
"	"	(1)袋	0.025.1	"		
計		1,001袋	30.125.1			

3 検査成績
(1) 種類及び銘柄

項目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類	うるち精米中粒種	うるち精米中粒種	適
銘柄	アメリカ産加州米	アメリカ産加州米	適

(2) 包装及び量目

包装		量 目	
検査請求書記載の種類	査定結果	正 味	判定
樹脂袋	樹脂袋	kg 30.1	kg 0.1 適
樹脂袋	樹脂袋	25.1	0.1 不適

(3) 品位（適用規格 規格規程の第二の二の(三)のハの(ハ)）

項目	規格	検査結果		
		算定値の平均	検 定 値	判定
とう精度	標 準 品		標 準 品 相 当	
水分 (%)	最高限度 15.0	14.35	14.5	
異 物	計 (%)	0.25	0.3	
	砂粒率(%)	なし	なし	
	石 (箇數)	最高限度 2	なし	
土砂 (%)	最高限度 0.02	0.026	0.03	不適
種子 (粒數)	最高限度 15	1.5	2	
小砕粒 (%)	最高限度 0.5	0.36	0.4	
被害粒	計 (%)	2.5	3	
	着色粒 (%)	0.46	0.5	
赤条粒 (%)	最高限度 1	0.6	1	
白墨質粒 (%)	最高限度 5	3.7	4	
大砕粒 (%)	最高限度 25	3.2	3	
他銘柄粒 (%)	最高限度 5	1.5	2	
決 定 等 級		規 格 外		
備 考		「土砂」混入過多による規格外		

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
日本〇〇検査協会

(参考例 2 うるち精米長粒種 ベトナム産 (規格規程にない銘柄で包装がコンシューマーパック5 kg詰めの場合))

別記様式第二号 (第十条関係)
第 〇〇号

検査証明書

検査請求者
住 所 東京都〇〇区〇〇
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇朗

- 1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
船舶名：〇〇〇〇、輸入港名：東京港、入港年月日：令和〇年〇月〇日、
契約番号：（ 令和〇年〇月〇日 ）（ 委契米（20）第 S〇〇号 ）
- 2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所在地	包装	数量		検査年月日	
		袋数（端袋）	正味重量 M/T	年 月 日 から 年 月 日まで	
〇 〇 倉 庫	ポリエチレン袋	20,399 袋	101.955.0	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	
計		20,399 袋	101.955.0		

3 検査成績

(1) 種類及び銘柄

項目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類	うるち精米長粒種	うるち精米長粒種	適
銘柄	(ベトナム産)	(ベトナム産)	適

(2) 包装及び量目

包装		量 目	
検査請求書記載の種類	査定結果	正 味	判 定
		kg	kg

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
日本〇〇検査協会

（参考例 3 食糧小麦 アメリカ産ハード・レッドウウインター（セミ・ハード）の等級 2 等の場合）

別記様式第二号（第十条関係）
第 〇〇号

検査証明書
検査請求者
住 所 東京都〇〇区〇〇
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇朗

- 1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
船舶名：〇〇〇〇、輸入港名：東京港、入港年月日：令和〇年〇月〇日、
契約番号：（ 令和〇年〇月〇日 ） 委契米（20）第 W〇〇号 }
2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所在地	包装	数量		検査年月日	
		袋数（端袋）	正味重量 M/T	年 月 日 から	年 月 日 まで
〇〇サイロ	ばら		5,000.000	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	
計			5,000.000		

3 検査成績

項目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類	食糧小麦	食糧小麦	適
銘柄	アメリカハードレッドウウインター（セミ・ハード）	アメリカハードレッドウウインター（セミ・ハード）	適

(2) 包装及び量目

包装		量 目	
検査請求書記載の種類	査定結果	正味	判定
		kg	kg

(3) 品位（適用規格 規格規程の第二の三の(三)のイの(ハ)）

項目	規格	検査結果		
		算定値の平均	検定値	判定
容積重 (キログラム)	最高限 75	76.2	76	
水分 (%)	最高限 13.5	13.25	13.0	
きょう雑物 (%)	最高限 0.5	0.51	0.5	
異物	計 (%)	0.1	0	
	麦角粒 (%)	なし	なし	
	黒穂病粒 (%)	なし	なし	
	計 (箇数)	3.0	3	
	石炭 実用上支障ないもの	1.5	支障なし	
被害粒	異種穀粒 (%)	0.5	1	
	計 (%)	3.2	3	
	計 (%)	0.19	0.2	
	著しい熱損粒 (%)	0.007	0.01	
	発芽粒 (%)	0.24	0.2	
萎縮粒及び砕粒 (%)	最高限 5	3.2	3	
	計 (%)	0.6	1	
	デュラム小麦 (%)	0.2	0	
決定等級		2 等		
備考				

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
日本〇〇検査協会

(参考例 4 食糧小麦 フランス産 (規格規程にない銘柄で S B S 輸入区分Ⅱの場合))

別記様式第二号 (第十条関係)
第 〇〇号

検査証明書
検査請求者
住 所 東京都〇〇区〇〇
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇朗

- 1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
船舶名：〇〇〇〇、輸入港名：東京港、入港年月日：令和〇年〇月〇日、
契約番号：〔 令和〇年〇月〇日 〕 委契米 (20) 第 C W 〇〇号 }
- 2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所在地	包装	数量		検査年月日		
		袋数 (端袋)	正味重量 M/T	年 月 日	年 月 日	から 日まで
〇〇サイロ	ばら	—	200.000	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日		
計		—	200.000			

3 検査成績

項目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類	食糧小麦	食糧小麦	適
銘柄	(フランス産)	(フランス産)	適

(2) 包装及び量目

包装		量 目	
検査請求書記載の種類	査定結果	正 味	判 定
		kg	kg

(3) 品位 (適用規格 規格規程の第二の三の(三)のイの(チ))

項 目	規 格	検査結果		
		算 定 値 の 平 均	検 定 値	判 定
容積重 (キログラム)	最高限度 72	76.2	76	
水分 (%)	最高限度 14.5	13.25	13.0	
きょう雑物 (%)	最高限度 0.5	0.51	0.5	
計 (%)	最高限度 1	0.6	1	
異 物	麦角粒 (%)	なし	なし	
	黒穂病粒 (%)	なし	なし	
	計 (箇 数)	3.0	3	
	石 炭	1.5	支障なし	
被害粒	異種穀粒 (%)	0.5	1	
	計 (%)	3.2	3	
	熱損粒 (%)	0.1	0	
	萎縮粒及び砕粒 (%)	3.2	3	
他 銘 柄 粒	計 (%)	0.6	1	
	デュラム小麦 (%)	0.2	0	
	決 定 等 級	2 等		
備 考				

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
日本〇〇検査協会

(参考例 5 飼料大麦 飼料用大麦 (SBS) で規格外の場合)

別記様式第二号 (第十条関係)
第 〇〇号

検査証明書
検査請求者
住 所 東京都〇〇区〇〇
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇朗

- 1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
船舶名：〇〇〇〇、輸入港名：東京港、入港年月日：令和〇年〇月〇日、
契約番号：〔 令和〇年〇月〇日 委契米 (20) 第 SBO〇号 〕
- 2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所在地	包装	数量		検査年月日	
		袋数 (端袋)	正味重量 M/T	年 月 日 年 月 日 年 月 日	から 日まで
〇〇サイロ	ばら	—	600.000	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
計		—	600.000		

3 検査成績

(1) 種類及び銘柄

項目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類	飼料大麦	飼料大麦	適
銘柄	(カナダ産飼料用大麦)	(カナダ産飼料用大麦)	適

(2) 包装及び量目

包装		量 目	
検査請求書記載の種類	査定結果	正 味	判 定
		kg	kg

(3) 品位 (適用規格 規格規程の第二の四の(三)のイの(カ))

項目	規格	検査結果	
		算定値の平均	判定
容積重 (キログラム)	最高限度 51	55.6	56
水分 (%)	最高限 15.0	14.25	14.0
きょう雑物 (%)	最高限度 2	3.7	4
異 物	計 (%)	8.9	9
	麦角粒 (%)	0.04	0.0
	黒穂病粒 (%)	0.17	0.2
	計 (箇數)	1.5	2
	石 炭		
	野生種子 (%)		
異種穀粒 (%)			
スチーリー粒 (%)			
細麦 (%)			
被害粒	計 (%)	3.2	6
	熟損粒 (%)		
砂粒 (%)			
青色粒 (%)			
他 銘 柄 粒	計 (%)		
	ブラック・パー		
	レイ粒 (%)	なし	なし
決 定 等 級		規格外	
備 考		「きょう雑物」混入過多により規格外	

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
日本〇〇検査協会

(参考例 6 食糧小麦 オーストラリア産 (食糧用輸入麦特別売買契約 輸入区分Ⅱの場合))

別記様式第二号 (第十条関係)
第 〇〇号

検査証明書

検査請求者
住 所 東京都〇〇区〇〇
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇朗

- 1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
船舶名：〇〇〇〇、輸入港名：東京港、入港年月日：令和〇年〇月〇日、
契約番号：〔 令和〇年〇月〇日 委契米 (20) 第 CW〇〇号 〕
- 2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所在地	包装	数量		検査年月日	
		袋数 (端袋)	正味重量 M/T	年 月 日 から 年 月 日まで	
〇〇サイロ	ばら	――	2,000.000	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	
計		――	2,000.000		

3 検査成績

(1) 種類及び銘柄

項目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検査結果	
		査定結果	判定
種類	食糧小麦	食糧小麦	適
銘柄	オーストラリア産アラム・ハート	オーストラリア産アラム・ハート	適

(2) 包装及び量目

包装		量 目	
検査請求書記載の種類	査定結果	正 味	判 定
		kg	kg

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
日本〇〇検査協会

(3) 品位 (適用規格 規格規程の第二の三の(三)のイの(ホ))

項目	規格	検査結果	
		算定値の平均	判定
容積重 (キログラム)	最上限値 74	76.2	76
水分 (%)	最上限値 13.5	13.25	13.0
きょう雑物 (%)	最上限値 0.5	0.51	0.5
計 (%)	最上限値 1	0.6	1
麦角粒 (%)	最上限値 0.0	なし	なし
異 黒穂病粒 (%)	最上限値 0.0	なし	なし
物 石	計 (箇數)	3.0	3
	石 炭	1.5	支障なし
	異種穀粒 (%)	0.5	1
被害粒 (%)	最上限値 4	3.2	3
萎縮粒及び砕粒 (%)	最上限値 3	3.2	3
決 定 等 級		合格	
備 考			

検査証明書添付の上割り印

別紙

(令和〇年〇月〇日売契麦 (20) 第 CW〇〇号)

合併荷口内訳	船舶名	入港年月日	正味重量MT
1	OCEAN BLUE	令和〇年〇月〇日	960.000
2	OCEAN GREEN	令和〇年〇月〇日	540.000
3	OCEAN RED	令和〇年〇月〇日	500.000

Ⅱ 外国産小麦の成分検査

手順5 外国産小麦の成分検査

第1 趣旨

政府が輸入麦買入委託契約及び食糧用輸入麦の特別売買契約（成分検査を行うものに限る。）により輸入する外国産小麦について行う農産物検査法（昭和26年法律第144号）の規定に基づく成分検査について、品位等検査と一体的に行うことにより効率化を図るため、その手続き及び成分検査の単位、成分検査証明書の記載方法等については、本手順の定めるところによる。

第2 業務の委託

輸入麦買入委託契約及び食糧用輸入麦の特別売買契約（以下「政府契約」という。）により輸入される外国産小麦の成分検査を行う登録検査機関（以下「成分検査機関」という。）が他の登録検査機関の品位等検査に係る成分検査を行う場合には、当該外国産小麦の品位等検査を行う登録検査機関に対し、農産物検査法第28条の規定に基づき、次の事務等を委託する。

- 1 検査請求の受付に関する事項
- 2 検査手数料の請求及び受領に関する事項
- 3 成分検査に係る試料採取及び送付に関する事項
- 4 成分検査証明書の交付に関する事項

第3 検査請求

政府契約に係る外国産小麦の成分検査を受けようとする者（輸入商社。以下「受検者」という。）は、契約ごとに、成分検査を実施する成分検査機関を選定し、当該外国産小麦の積来船舶の入港前に検査請求を行う。

なお、検査請求は、品位等検査の検査請求と併せて行う。

また、食糧用輸入麦の特別売買契約のうち同一本船、同一産地・銘柄の混載麦の品位等検査の検査請求について、受検者の代表者が一括して行ったものは、成分検査の請求もこれに併せて行う。

この場合、検査請求に当たっては、品位等検査の検査請求とは別様とし、契約番号ごとに数量明細を付する。

第4 登録検査機関による成分検査

1 成分検査の単位

政府契約に係る外国産小麦の成分検査は、品位等検査の際に「外国産農産物の検査実施マニュアル」の手順2に基づき決定した検査荷口ごとに行う。

また、決定された検査荷口が手順3の第3の規定に基づき合併された場合は、合併後の検査荷口により行う。

2 測定に用いる試料

成分の測定に用いる試料は、品位等検査の際に採取した1の検査荷口ごとの試料とする。

なお、品位等検査の試料については、手順3に基づき並行測定を行うため、一つの検査荷口に2点（1点が約300グラムできょう雑物及び異物が除かれたもの。）あることから、測定にあたっては、それぞれを等量ずつ混合の上、500グラムとし、行う。

また、1の検査荷口の合併が行われた場合は、合併前の検査荷口ごとの数量割合に応じて混合した試料を用いて行う。

$$\left[\begin{array}{l} \text{検査荷口を合併した場合の混合例} \\ \text{A検査荷口 } 3,000\text{ト} \text{ (試料約}600\text{グラ)} \rightarrow \text{試料}300\text{グラ} \\ \text{B検査荷口 } 2,000\text{ト} \text{ (試料約}600\text{グラ)} \rightarrow \text{試料}200\text{グラ} \end{array} \right] \text{混合} \rightarrow 500\text{グラ}$$

3 たんぱく質の成分検査に係る数値の取扱い

政府契約に係る外国産小麦のたんぱく質の成分検査について、その数値の取扱いは、小数点以下第2位まで求め（第3位以下は切り捨て）、標準計測方法（平成13年3月14日農林水産省告示第332号）の第1の4に関わらず、小数点以下第1位を二捨三入又は七捨八入して小数点以下の数値を0又は5に換算した数値とする。

4 検査の証明

(1) 成分検査証明書の作成と交付

成分検査を行った場合は、以下により速やかに成分検査証明書を作成し、受検者に交付する。

ア 成分検査証明書は、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)の別記様式第十六号により1の検査荷口ごとに作成する。

イ 成分検査実施機関は、成分検査証明書を発行したときは、その控えを保存し、関係者からのクレーム等に対応できるよう対処するものとする。

第3の検査請求の受検者が一括して成分検査の検査証明書については、受検者の代表者に成分検査証明書（正）を発行する。

この場合、該当輸入港において対象となる契約がわかるよう成分検査証明書下の契約番号欄に該当契約番号を記入する。

なお、受検者の代表者以外の検査請求者に対しては、成分検査証明書（写し）を発行する。

ウ 食糧用輸入麦の特別売買契約のうち同一本船、同一産地・銘柄の混載麦の成分検査の検査証明書については、受検者の代表者に成分検査証明書（正）を発行する。

この場合、該当輸入港において対象となる契約がわかるよう成分検査証明書下の(4)のエの契約番号欄に該当契約番号を記入する。

なお、受検者の代表者以外の検査請求者に対しては、成分検査証明書（写し）を発行する。

(2) 成分検査証明書の記載方法

ア 検査請求者の「住所、氏名又は名称」欄は、検査請求書に記載されている政府契約の受検者の住所、氏名及び名称を記載する。

イ 検査年月日等

(ア) 試料採取年月日」欄は、品位等検査の検査試料採取開始から検査試料採取終了までの期間を記載する。

(イ)「検査年月日」欄は、試料の測定を行った日を記載する。

なお、測定が数日にわたる場合は、最後の日を記載する。

(3) 検査成績

ア 「種類」及び「銘柄」欄は、検査請求書に記載された種類及び銘柄を記載する。

イ 「包装の種類」欄は、「ばら」と記載する。

ウ 「量目」欄は、右上から左下にかけて斜線を引く。

エ 「数量」欄は、検量結果を記載する。

オ 「成分検査の項目」欄は、上段に「たんぱく質」、下段に「でん粉」と記載する。

カ 「結果」欄は、測定した結果を記載する。

なお、たんぱく質については、3による数値処理をした結果を記載するとともに、「備考」欄に小数点以下第2位までの数値（3の二捨三入又は七捨八入する前の数値）を記載する。

(4) 政府契約を特定する事項の記載

余白に、政府契約を特定する事項を記載する。

ア 船舶名

イ 輸入港名

ウ 入港年月日

エ 政府契約番号

(別紙)

成分検査の検査請求書記載例

成 分 検 査 請 求 書

1 成分検査を受けようとする農産物

種 類	産地国	銘 柄	包装の 種類	量目	数 量	成分検査 の項目	検査手数料 額	備考
食糧小麦	カナダ	ウエスタン ・アンバー ・デュラム	ばら	－	10,300MT	たんばく質	〇,〇〇〇円	別紙 明細
						でん粉	〇,〇〇〇円	
検査手数料の合計額							¥〇,〇〇〇円	

検査手数料の合計額

2 希望試料採取場所 横浜港

3 希望受検期日 令和〇年〇月〇日

上記により、農産物検査法第10条の成分検査を受けたいので、請求します。

令和〇年〇月〇日

検査請求者

住 所 東京都千代田区7-7-7

氏名又は名称 △□商事株式会社

(登録検査機関) 名 称 代表取締役社長 ○□ ○夫

代表者氏名 殿

注：この記載例は雛型であって各登録検査機関の業務規程に定めている様式とは異なる場合がある。

別紙明細

輸入商社	住 所	役 職 氏 名	種 類	産 地 国	銘 柄	包装の種類	量 目	数 量	契約番号	備 考
△□商事(株)	東京都千代田区7-7-7	代表取締役社長 ○□ ○夫	食糧小麦	カナダ	ウエスタン・アンバー・デュラム	ばら	—	3, 000MT	(20)PW7	
○◎物産(株)	東京都千代田区1-2-3	表取締役社長 ◎山 ◎郎 代理人 穀物部長 ●山 ▲也	食糧小麦	カナダ	ウエスタン・アンバー・デュラム	ばら	—	4, 000MT	(20)PW8	
(株)▽△貿易	東京都中央区5-5-5	代表取締役社長 □田 ○美	食糧小麦	カナダ	ウエスタン・アンバー・デュラム	ばら	—	3, 300MT	(20)PW9	
合 計								10, 300MT		

検査請求者氏名を記入

別記様式第十六号 (第十条)

第〇〇ー３３号

成分検査証明書

検査請求者

住 氏名又は名称 所 東京都千代田区 7-7-7
○□商事株式会社
代表取締役社長 ○□ ○夫

1 検査年月日等

- (1) 試料採取年月日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
(2) 検査年月日 令和〇年〇月〇日

2 検査成績

種類	銘	柄	包装の種類	量目	数量	成分検査の項目	結果	備考
食糧小麦	アメリカ産(ダーク)・ノーザン・スプリング(14.0%もの)		ばら		10,123.000 M/T	たんぱく質 でん粉	14.0% 459	13.86%

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
〇〇検査協会農産物検査員

船舶名：SUNNY OCEAN
輸入港名：横浜
入港年月日：令和〇年〇月〇日
政府契約番号：令和〇年〇月〇日 委契麦 (20) 第W7号

第〇〇－３４号

成分検査証明書

検査請求者
住 所 東京都千代田区 7－7－7
氏名又は名称 ○□商事株式会社
代表取締役社長 ○□ ○夫

- 1 検査年月日等
(1) 試料採取年月日 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
(2) 検査年月日 令和〇年〇月〇日

2 検査成績

種 類	銘	柄	包装の 種類	量 目	数 量	成分検査 の項目	結 果	備 考
食糧小麦	カナダ産ウエスタン・アンバー・デュラム		ばら		10,300.000 M/T	たんぱく質	13.5%	13.36%
						でん粉	589	

上記の事項を証明する。

令和〇年〇月〇日
〇〇検査協会農産物検査員

船舶名：SUNNY OCEAN
輸入港名：横浜
入港年月日：令和〇年〇月〇日
政府契約番号：令和〇年〇月〇日 売契麦 (20) 第PW7号・売契麦 (20) 第PW8号・売契麦 (20) 第PW9号

Ⅲ 期間経過米検査の実施について

第1 趣旨

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第5条第2項に基づく品位等検査（法第34条第3項の規定により準用する政府の所有に係る米穀の品位等検査を含む。以下「期間経過米検査」という。）及び農産物検査施行規則（昭和26年農林省令第32号）第9条第1項に基づき1年を経過した輸入に係る米穀について検査を実施する場合は、法（これに基づく命令を含む。）及び関係通知の定めるところによるほか、本手順に定めるところによる。

第2 外国産米穀

1 売買取引業者等の請求に係る検査

（1）検査の請求

売買取引業者等は、業務規程において定める様式による検査請求書に検査請求対象米穀に係る直前の検査の結果を明らかにした書類（荷渡指図書の写し、検査証明書の写し等。以下「関係書類」という。）を添付して、登録検査機関に提出する。

なお、検査証明書の写しがない場合は、検査請求対象米穀に係る直前に検査を行った登録検査機関から入手する。

（2）検査の準備

登録検査機関は、検査の実施に先立ち、売買取引業者等にこの検査請求の直前の検査証明の区分ごとに受検品の仕分け（配列等）を行わせることとし、受検品の仕分けが不十分であると認めたときは、再度仕分けを命ずることができる。

登録検査機関は、受検品の仕分けが十分に行われていると判断した場合は、これを検査荷口として決定する。

ただし、検査荷口決定後であっても、登録検査機関が必要と判断した場合は、検査荷口を変更することができる。

（3）検査の実施

ア 登録検査機関は、（1）により提出された検査請求書及び関係書類を審査した結果、検査を実施することが妥当であると判断した場合は、検査を実施する。

なお、検査請求対象米穀についての直前の検査実施登録検査機関以外の登録検査機関に検査請求があった場合は、登録検査機関は当該直前の検査実施登録検査機関から関係書類を取り寄せて、売買取引業者等から提出された関係書類との照合を行う。

この場合、当該直前の検査実施登録検査機関についての連絡先等の情報が不十分なときは、登録検査機関は、地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に必要事項を照会することができる。

イ 検査を実施する場所は、登録検査機関が業務規程において定める場所とする。

ウ 検査の方法は次により行う。

(ア) 量目の検査

(2) により編成された検査荷口ごとに、Ⅰの農産物の品位等検査の手順2の第5に基づき行う。

(イ) 品位の検査

(2) により編成された検査荷口ごとに、Ⅰの農産物の品位等検査の手順2の第6に基づき試料採取を行い、鑑定方法についてはⅠの農産物の品位等検査の手順3と同様に品位の検査を行う。

ただし、この場合の品位検査用試料は合成縮分の上1キログラムとし、並行測定は行わない。

(4) 検査証明等

農産物検査員は、期間経過米検査が完了したときは、規則別記様式第1号の検査証明書を発行する。

なお、当該検査証明書は、当該検査請求直前の検査証明書(写)と一体にさせておく。

(5) 検査の結果報告等

登録検査機関は、第2の(5)と同様に、期間経過米検査の結果を別紙様式第1号に記録するとともに、別紙様式第2号により検査請求者に通知する。

2 政府所有米穀に係る検査

(1) 検査の請求

地方農政局長は、管内に保管する外国産米穀のうち、期間経過米検査を実施する必要があると認めたものについては、登録検査機関に対し、検査請求する。

(2) 検査の準備

地方農政局長は、(1)により期間経過米検査を請求した米穀について、この検査直前の検査証明書の区分ごとに検査荷口編成を行う。

(3) 検査の実施

ア 登録検査機関は、原則として、(1)の検査の請求があった日から10日以内に検査を実施する。

イ 検査を実施する場所は、(1)の請求に係る米穀が保管されている倉庫(下屋を含む。)又は地方農政局長が別途指示する場所とする。

ウ 検査の方法は1の(3)と同様とする。

(4) 検査証明等

登録検査機関は、期間経過米検査が完了したときは、第2の1の(4)と同様の方法で検査証明等を行うものとする。

なお、検査証明書の「検査請求者」欄の氏名又は名称及び住所は、地方農政局名及び同地方農政局の所在地を記載する。

(5) 検査結果の報告

登録検査機関は、期間経過米検査の結果を別紙様式第1号に記録するとともに、別紙様式第2号により地方農政局長に結果を通知する。

外国産米穀の期間経過米検査結果記録表

(売買取引業者分 (政府所有分))

(単位：個数)

期 間 経 過 米 検 査 対 象 米 穀							検 査 結 果 等							
検査 請求 者名	検査 年月 日	年産	産地	品種	等級	包装	量目	数量	検査 年月 日	1等 うち 量目 欠減	2等 うち 量目 欠減	3等 うち 量目 欠減	規格外 うち 量目 欠減	品位格 付理由

(注) 1 フレコンものは、「包装」欄は「フレコン」と、「量目」欄は「ー」と記入し、「数量」欄及び「検査結果」欄は、kgで記入する（上段にフレコン個数を（ ）書きする）。

2 「品位格付理由」欄は、「肌ずれ」等の具体的理由を記入する。

(別紙様式第2号)

年 月 日

検査請求者

〇〇〇〇 宛て

住所

氏名又は名称

代表者氏名

外国産米穀の期間経過米検査結果通知表

(売買取引業者分(政府所有分))

(単位:個数)

期 間 経 過 米 検 査 対 象 米 穀									検 査 結 果 等					
検査 請求 者名	検査 年月 日	年産	産地	品種	等級	包装	量目	数量	検査 年月 日	1 等 うち 量目 欠減	2 等 うち 量目 欠減	3 等 うち 量目 欠減	規格外 うち 量目 欠減	品位格 付理由

(注) 1 フレコンものは、「包装」欄は「フレコン」と、「量目」欄は「ー」と記入し、「数量」欄及び「検査結果」欄は、kgで記入する(上段にフレコン個数を()書きする)。
2 「品位格付理由」欄は、「肌ずれ」等の具体的理由を記入する。